



第5次大仙市地域福祉計画
第6期大仙市社会福祉協議会地域福祉活動計画
令和6年度～令和11年度



秋 田 県 大 仙 市
社会福祉法人大仙市社会福祉協議会

令和6年3月



はじめに



大仙市と大仙市社会福祉協議会は、令和3年に策定した「第4次大仙市地域福祉計画・第5期大仙市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づき、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「自助」「共助」「公助」の取組による「地域ぐるみの福祉」を推進してまいりました。

地域福祉に対する市民の意識は高まりつつあるものの、人口減少や少子高齢化などにより、地域社会の担い手はあらゆる分野で減少しております。

それに加え、災害や感染症発生時の支援ニーズへの対応のほか、ヤングケアラーなどの新たな課題も生じており、地域の生活課題はますます複雑・多岐にわたっております。

こうした中、令和5年4月にこども家庭庁が設立され、「こどもまんなか社会」の実現を目指したこどもと家庭への支援や少子化対策等が推進されるなど、課題の解決に向けた様々な取組が今後一層加速していくものと考えております。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、「自助」「共助」「公助」の一層の強化とそれぞれの連携による「地域共生社会」の実現を目指すため、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする「第5次大仙市地域福祉計画・第6期大仙市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画は、市が策定する各福祉計画に基づく「公的福祉サービス」と「住民の自発的な福祉活動」の連結による総合的なサービスを地域ぐるみの福祉活動として推進していくための基本方策と、誰もが安心して生活できる福祉コミュニティの実現のための行動計画を示すものであります。

関係者の皆様と連携しながら、本計画の基本理念であります「地域のみんで支え合う ぬくもりのあるまちづくり」を進めてまいりたいと思っておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただいた大仙市福祉関係計画等審議委員会及び大仙市社会福祉協議会地域福祉委員会の委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様やアンケート調査など様々な機会においてご協力をいただきました多くの皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和6年3月

大仙市長 老松博行

ごあいさつ



私たちが住む大仙市では、少子高齢化による人口減少が一層進み、人と人とのつながりもより希薄化する中で、社会的孤立や生活困窮、更にはこどもたちへの虐待、ヤングケアラー問題など、地域における福祉課題も多様化・複雑化しています。国があらたに「こども家庭庁」を設置し、こどもに関する取組・政策を推進する中、市民の福祉ニーズは非常に広範となり、一層高まっています。誰もが健やかに安心して幸せに暮らしていくため、市民が役割を持ち、支え合いながら地域を共につくる「地域共生社会」の実現がより求められています。

大仙市社会福祉協議会は、市と一体となりつくりあげた「第5期地域福祉活動計画」の「地域のみみんなで支え合う ぬくもりのあるまちづくり」の基本理念に基づき、「誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために、人や地域とのつながりを大切にし、住民同士が豊かな心で支え合い、協力し合えるまちづくり」を目指し、市との連携のもと、関係機関や団体、民生委員・児童委員をはじめ市民との協働を図りながら活動を推進してきました。

令和6年度から始まる「第6期地域福祉活動計画」では、市の地域福祉施策とより一層の一体化を進め引き続き「地域のみみんなで支え合う ぬくもりのあるまちづくり」を理念とし、「自助(市民)」「共助(地域)」「公助(行政)」の連携による計画の目標を掲げ、前計画より広範で充実した地域福祉を推進し、魅力ある社会福祉事業の推進に努め、より多くの市民と企業、団体に理解される社会福祉協議会を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、長期にわたり熱心にご審議いただきました市福祉関係計画等審議委員会委員、当会地域福祉委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様や関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会
会長 佐藤 力

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
(1)地域福祉計画と地域福祉活動計画	2
(2)計画の位置付け	2
3 計画の期間	4
4 計画の進行管理	5
5 SDGsの理念に沿った計画の推進	5

第2章 大仙市における地域福祉の現状

1 人口減少と高齢化の進行	6
(1)総人口の推移	6
(2)年齢3区分別人口の推移	6
(3)高齢化率の推移	7
2 核家族化とひとり暮らし世帯の増加	8
(1)一般世帯数の推移	8
(2)65歳以上の世帯の構成	8
3 支援が必要な人の状況	9
(1)児童福祉・子どもの貧困対策	9
(2)障がい者福祉	11
(3)高齢者福祉	11
(4)生活保護	12
(5)災害時における避難行動要支援者	12
4 地域福祉を支える人材等の状況	13
(1)民生児童委員の状況	13
(2)福祉員の状況	13
(3)ボランティアの状況	13
(4)その他の団体等の活動	14

5 相談支援の状況	15
(1)民生児童委員	15
(2)高齢者包括支援センター	16
(3)社協の一般相談(困りごと相談)	17
(4)高齢者等相談支援事業	18
(5)生活困窮者自立支援事業	18
(6)大仙市子ども・若者総合相談センター	19

第3章 計画が目指すもの

1 基本理念	21
2 基本目標	21
3 計画の推進	22
(1)基本方針	22
(2)計画における地域の捉え方	23
(3)地域福祉の担い手	23

第4章 計画の展開

基本方針1 「つながろう！」 地域の交流を深め、孤立のない地域を目指します	25
●大仙市再犯防止推進計画	29
基本方針2 「受け止めよう！」 あらゆる困りごとを受け止める包括的な支援の仕組みをつくります	31
基本方針3 「届けよう！」 必要とする人に適切な福祉サービスを届けます	38
●成年後見制度利用促進に向けて(大仙市成年後見制度利用促進基本計画)	45
基本方針4 「育てよう！」 地域福祉の担い手を育て、ボランティアの輪を広げます	48
基本方針5 「支え合おう！」 誰もが互いを気遣い、支え合う地域共生社会を目指します	54

資料編	62
-----	----

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

近年、少子高齢化、人口減少、価値観や生活様式の多様化などから地域の人間関係の希薄化が進み、住民が互いに助け合い、支え合う機能が弱まってきています。

地域社会の担い手はあらゆる分野で減少しており、災害時や感染症発生時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれています。

また、引きこもりや社会的孤立、ヤングケアラー、障がいのある子を介護する親の高齢化により介護を要する世帯、様々な要因が複合して生活が困窮している世帯など、生活課題は複雑・多岐にわたっています。

さらに、こども基本法の施行に伴い令和5年4月にこども家庭庁が設立され、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもの意見の聴取と政策等への反映や育成環境の整備、こどもと家庭への支援、少子化対策などが推進されています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」を目指す取り組みが求められています。

大仙市(以下「市」という。)と大仙市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、第5次大仙市地域福祉計画・第6期大仙市社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体型計画として策定し、「自助」「共助」「公助」の一層の強化とそれぞれの連携による地域全体での支え合いを推進することにより、「地域共生社会」の実現を目指します。

なお、本計画は、「大仙市再犯防止推進計画」及び「大仙市成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとします。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

市の地域福祉計画は、地域福祉を推進する上での基本指針であり、他の福祉計画等と調和を図りつつ、市社協の地域福祉活動計画とも連携し、「自助」「共助」「公助」による地域ぐるみの福祉を展開するための施策をまとめた行政計画です。

一方、地域の様々な人々と連携しながら、地域福祉の推進を目的とした事業に取り組む市社協の地域福祉活動計画は、誰もが安心して生活できる福祉コミュニティの実現のため、市の地域福祉計画との整合性を図りつつ、住民主体の福祉活動を支援する具体的な取り組みをまとめた行動計画です。

(2) 計画の位置付け

社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」は、地域住民、事業者等、市社協、市が共に取り組むべき事項であり、市の施策と市社協の活動が相互に連携し、補完し合うことで相乗効果を得ることが期待されます。

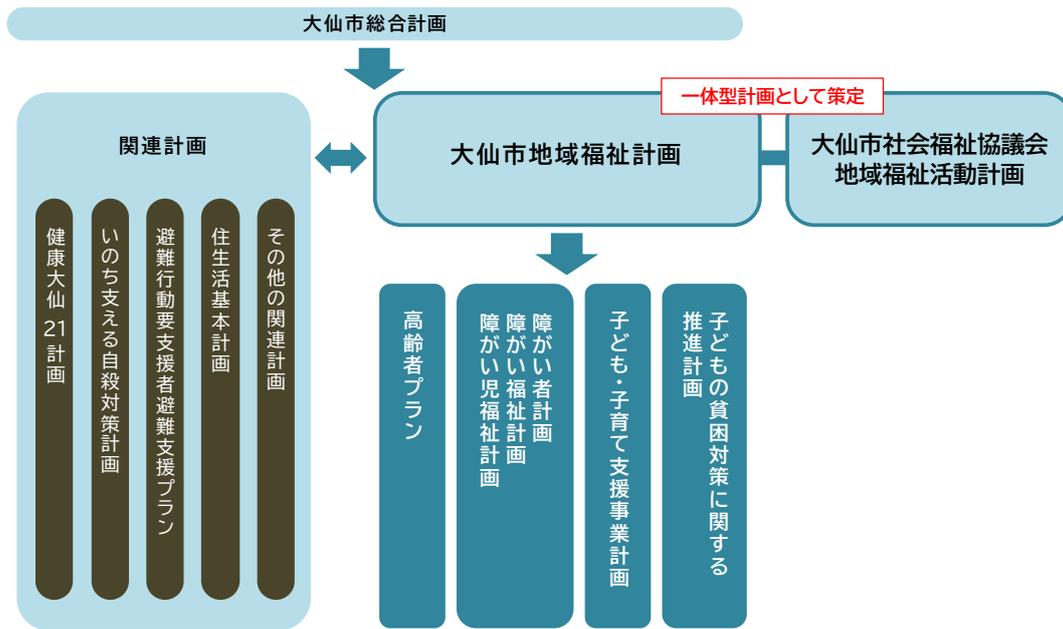
本計画は、市が社会福祉法第107条に基づく「行政計画」として策定する地域福祉計画と市社協が「行動計画」として策定する地域福祉活動計画を一体化したものであり、共通の理念をもつこれらの計画を一体的に策定し、地域福祉のあるべき姿とその実現に向けた取り組みを示すことにより、地域福祉の効果的な推進を目指すものです。

改正社会福祉法第4条第1項では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会実現を目指して行われなければならない。」としています。また、同条第2項及び第3項では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、関係機関との連携等により地域生活課題の解決を図るよう特に留意して地域福祉の推進に努めることとしています。

市は、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに策定する福祉計画に基づき、公的福祉サービスを展開しています。本計画は、各福祉計画の上位計画に当たり、「公的福祉サービス」と「住民の自発的な福祉活動」の連結による総合的なサービスを「自助」「共助」「公助」それぞれの取り組みによって推進する「地域ぐるみの福祉」を示すものです。

関連する各福祉計画では、事業ごとに可能な限り数値目標を設定して取り組んでいますが、本計画は市民参加を基本とした地域ぐるみによる支え合いの仕組みづくりを目指した計画であり、その取り組みを通じて地域住民が幸せを享受できる地域社会になったかが評価されるものです。そのため、数値目標の設定は困難ですが、数値または定性目標の設定がなじむものについては設定するように努めています。

図表 地域福祉計画と関連する行政計画等の体系図



(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

改正社会福祉法第4条(令和3年4月1日施行)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

改正社会福祉法第107条(令和3年4月1日施行)

【地域福祉活動計画】

全国社会福祉協議会は、平成12年の改正社会福祉法において「地域福祉の推進」が打ち出され、次いで、平成15年、「市町村地域福祉計画の策定」が同法に新たに明記されたことを受け、社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体とされている社会福祉協議会が、地域住民をはじめとする民間の主体的かつ実践的な行動計画である「地域福祉活動計画」の策定に取り組むことが望ましいとの方向性を示した。

“地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関与する行動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。”

引用：秋田県社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定に向けて」より

3 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度の6年間とします。ただし、計画策定から3年を目途に必要な応じて見直しを行います。

健康福祉部 年度別 計画表

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	担当課等
第2次総合計画 (H28～R7年度)			第3次総合計画						総合政策課
第4次地域福祉計画 第5期地域福祉活動計画 (R3～R5年度)			第5次地域福祉計画 第6期地域福祉活動計画 (R6～R11年度)						社会福祉課 市社協
第3次障がい者計画 (H30～R5年度)			第4次障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (R6～R11年度)						社会福祉課
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (R3～R5年度)									
高齢者プラン (R3～R5年度)			高齢者プラン (R6～R8年度)		高齢者プラン				高齢者包括 支援センター
第2期子ども・子育て事業計画 (R2～R6年度)				第3期子ども・子育て事業計画					子ども支援課
大仙市子どもの貧困対策 に関する推進計画			今後策定の子ども計画に含む予定						
第2次健康大仙21計画 (H28～R7年度)					第3次健康大仙21計画				
大仙市のちを支える自殺対策計画 (H31～R5年度)			大仙市のちを支える自殺対策計画 (R6年度～)						健康増進センター
第3次大仙市食育推進計画 (R1～R5年度)			第3次食育推進計画 (R6年度～)						

4 計画の進行管理

市と市社協は、基本理念である「地域みんなで支え合う めくもりのあるまちづくり」の実現に向けて、地域(自治会・町内会等、老人クラブ、民生委員・児童委員(以下「民生児童委員」という。)、事業者・事業所、ボランティア団体、NPO法人など)と連携し、相互の密接な連携のもと、本計画を着実に推進するとともに、計画の進捗状況について定期的に調査、分析及び評価を行うよう努め、計画策定から3年経過時点で必要に応じて見直しを行います。

さらに、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を普及させるために、広報やパンフレット等を通じて計画内容の周知を行うほか、自治会・町内会等、民生児童委員などを通じて地域における具体的な取り組みや活動事例などを紹介していきます。

5 SDGsの理念に沿った計画の推進

市は、SDGsの達成に向けて優れた取り組みを提案した自治体の一つとして、令和4年度「SDGs未来都市」に選定されました。

また、市社協は令和3年度に「秋田県SDGsパートナー」に登録しています。

本計画においても、市と市社協はSDGsの目標達成に資するよう意識して施策に取り組んでいきます。

本計画に関連する達成目標



目標1: 貧困をなくそう



目標3: すべての人に健康と福祉を



目標4: 質の高い教育をみんなに



目標8: 働きがいも経済成長も



目標11: 住み続けられるまちづくりを



目標13: 気候変動に具体的な対策を

【SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは】

「Sustainable Development Goals」の略称であり、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12(2030)年を達成年限として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

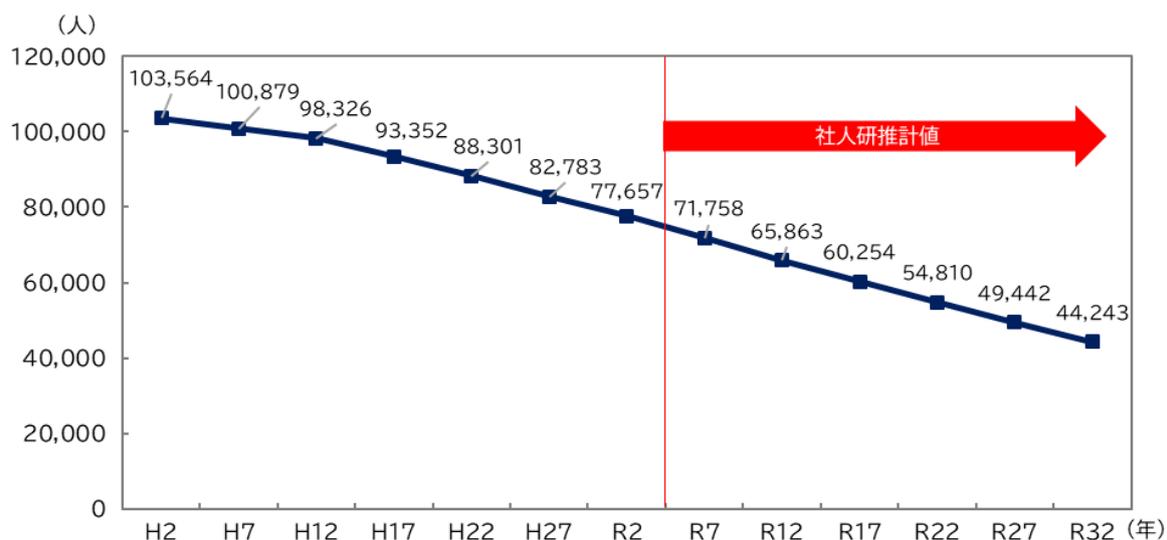
第2章 大仙市における地域福祉の現状

1 人口減少と高齢化の進行

(1) 総人口の推移

市の総人口は、平成12年には10万人を割り、以降年間約1千人程度のスピードで減少し、令和2年には77,657人となっています。国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が行った「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」によると、令和32年には44,243人と、令和2年時点と比較して43.0%減少するものと推計されています。

図表:本市人口の推移



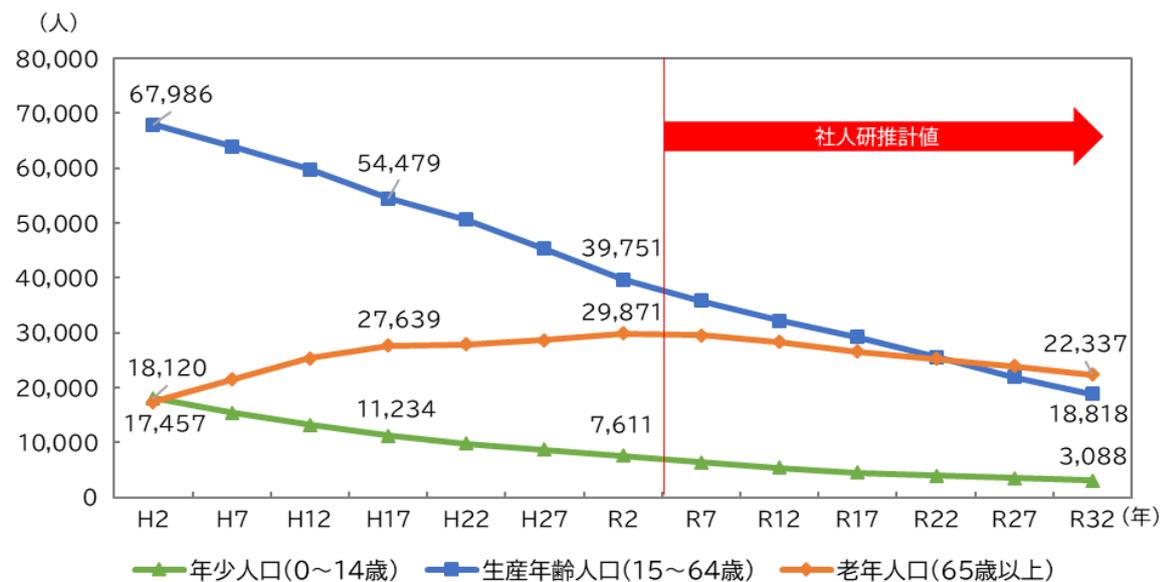
(資料)国勢調査

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』による

(2) 年齢3区分別人口の推移

年少人口(0~14歳)は減少を続けており、社人研推計によると、令和32年には3,088人と、令和2年時点(7,611人)と比較して59.4%減少する見込みです。生産年齢人口も減少を続け、令和27年には生産年齢人口(21,933人)が老年人口(23,967人)を下回ると推計されています。一方、老年人口は令和2年に29,871人まで増加しており、その後緩やかに減少しますが、人口全体に占める割合は上昇を続け、令和32年には人口の50.5%を占める見込みとなっています。(資料編・図表1参照)

図表:年齢3区分別人口の推移



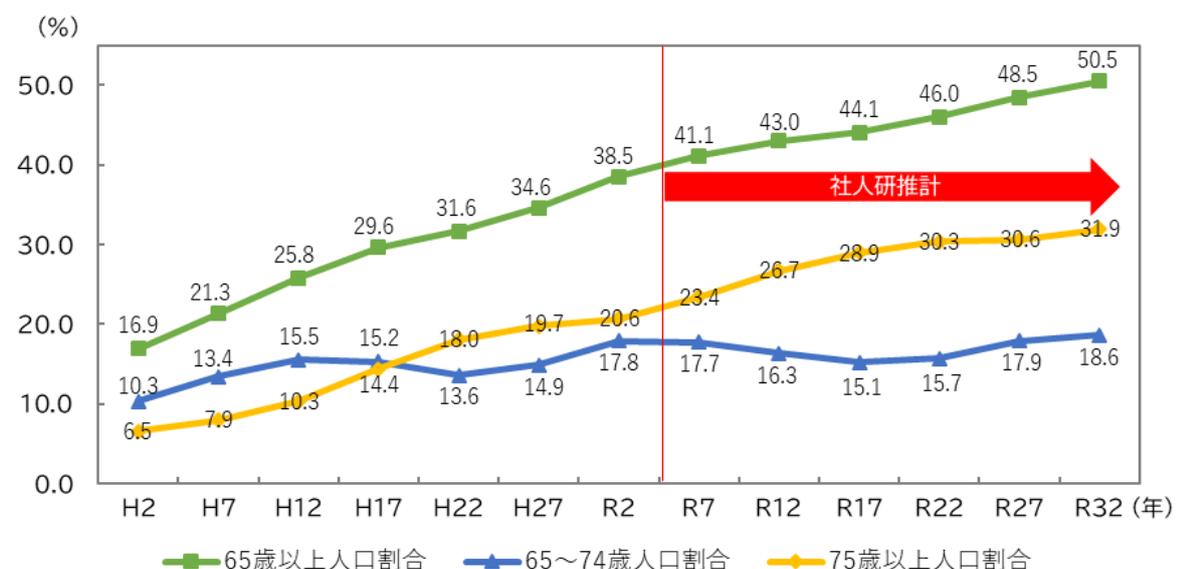
(資料)国勢調査

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』による

(3) 高齢化率の推移

高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は上昇傾向で推移しており、令和32年には50.5%にまで上昇するものと見込まれています。老年人口(65歳以上人口)のうち75歳以上人口の割合は、平成22年に65~74歳人口の割合を上回り、令和2年には20.6%となっています。社人研の推計によると、75歳以上人口の割合は今後も上昇を続け、令和32年には31.9%となる見込みです。

図表:高齢化率の推移



(資料)国勢調査

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』による

2 核家族化とひとり暮らし世帯の増加

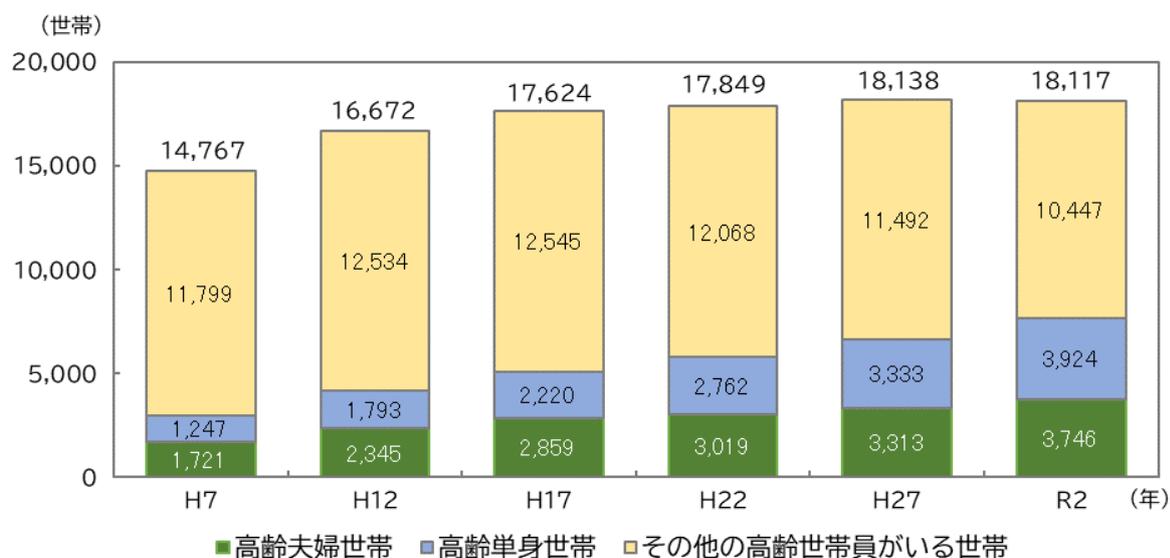
(1) 一般世帯数の推移

一般世帯のうち、核家族世帯及び単独世帯はいずれも一貫して増加しており、それに伴い平均世帯人員は減少しています。令和2年には、核家族世帯(14,286世帯)が全体の50.5%、単独世帯(7,142世帯)が同25.2%となり、平均世帯人員は2.7人となっています。(資料編・図表2参照)

(2) 65歳以上の世帯の構成

65歳以上の高齢者がいる世帯は年々増加しています。令和2年には、高齢夫婦世帯と高齢単身世帯を合わせると7,670世帯となっており、一般世帯(28,275世帯)の27.1%を占めています。(資料編・図表3参照)

図表:65歳以上の世帯員がいる世帯数の推移



(資料)国勢調査

3 支援が必要な人の状況

(1) 児童福祉・子どもの貧困対策

①児童数の推移

児童数は5歳区分でいずれも減少しており、0歳～14歳人口は、昭和60年から令和2年までの35年間で62.5%減少しました。社人研推計によると、令和32年には3,088人と、令和2年時点と比較してさらに59.4%減少する見込みです。(資料編・図表4参照)

②就学援助(※)の状況

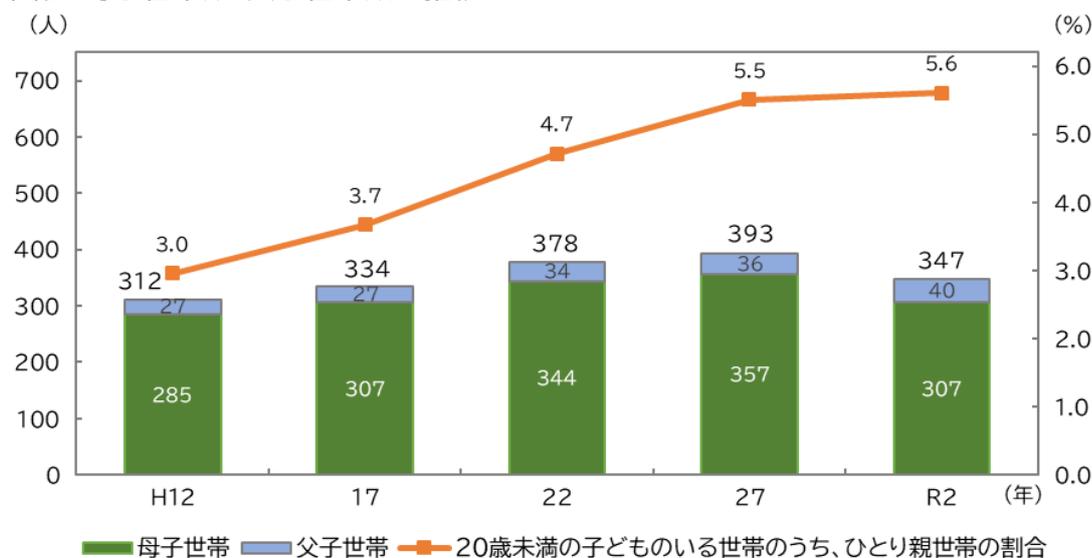
小・中学生を対象とした就学援助については、認定者数、就学援助率ともに減少傾向で推移しています。(資料編・図表5参照)

※経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行うもの。

③母子世帯・父子世帯の推移

ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)は平成27年まで増加傾向で推移していましたが、令和2年にはやや減少し347世帯となっています。一方で「20歳未満の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合」は増加が続いており、令和2年には5.6%となっています。なお、内訳は、母子が5.0%、父子が0.6%です。

図表：母子世帯数・父子世帯数の推移



(資料)国勢調査

④ヤングケアラーの可能性のある子ども

令和4年度に市内の小学4年生から高校3年生、約5,000人を対象に行った調査では、家族等のお世話をしていると回答した児童・生徒が60人、自分がヤングケアラーにあてはまると回答した児童・生徒が27人いました。

ヤングケアラーの認知度については、同調査において「聞いたこともあるし、内容も知っている」が33%となっており、令和5年度に実施した地域福祉に関するアンケートにおいては60%となっています。(資料編・図表6、7参照)

表:お世話をしている人の有無

上段:人 下段:%	同じ家に住んでいる家族の中にいる	同じ家に住んでいる家族の中にはいないが、ほかにいる	いない	無回答	計
小学生	23	6	946	23	998
	2.3	0.6	94.8	2.3	100.0
中学生	19	3	1,289	20	1,331
	1.4	0.2	96.8	1.5	100.0
高校生	8	1	651	5	665
	1.2	0.2	97.9	0.8	100.0
合計	50	10	2,886	48	2,994
	1.7	0.3	96.4	1.6	100.0

(資料)市社会福祉課実態調査(令和4年度実施)

表:ヤングケアラーへの該当性

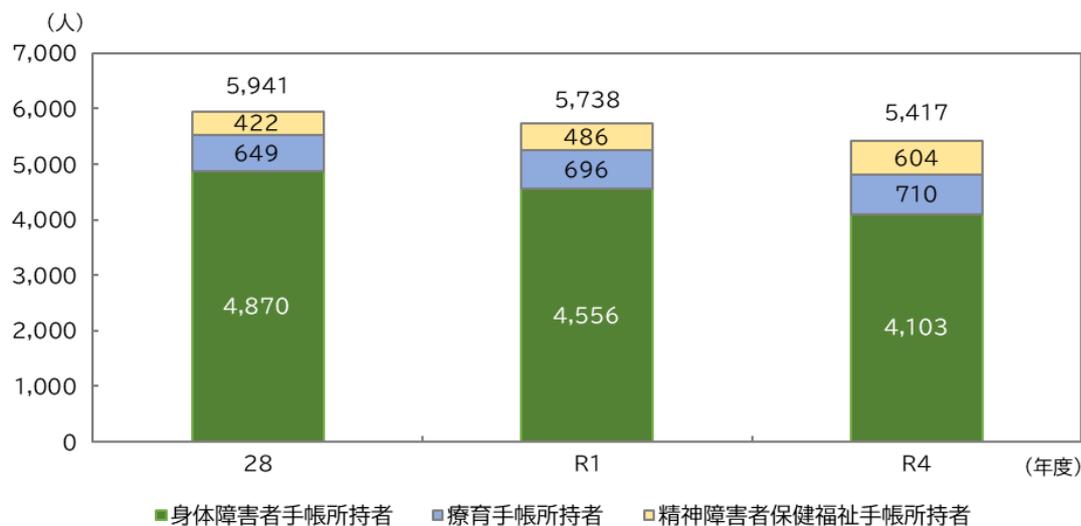
上段:人 下段:%	あてはまる	あてはまらない	わからない	無回答	計
小学生	12	751	215	20	998
	1.2	75.3	21.5	2.0	100.0
中学生	9	966	343	13	1,331
	0.7	72.6	25.8	1.0	100.0
高校生	6	413	238	8	665
	0.9	62.1	35.8	1.2	100.0
合計	27	2,130	796	41	2,994
	0.9	71.1	26.6	1.4	100.0

(資料)市社会福祉課実態調査(令和4年度実施)

(2) 障がい者福祉

障害者手帳所持者は、令和4年度には5,417人となっています。このうち、身体障害者手帳所持者は減少している一方、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者はともに増加しています。身体障害者手帳所持者は、令和4年度には4,103人と全体の75.7%を占めており、このうち肢体不自由が2,458人で59.9%となっています。(資料編・図表8～10参照)

図表:障害者手帳所持者数の推移



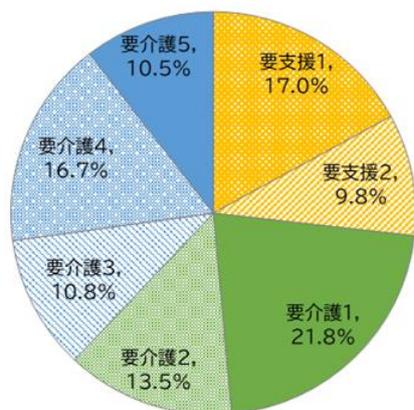
(資料)大仙市の福祉

(3) 高齢者福祉

要支援・要介護認定者数は、ともにほぼ横ばいで推移しており、令和4年度には要支援認定者1,653人、要介護認定者4,517人となっています。

令和4年度末時点の介護度別認定者の割合を見ると、介護度の高い要介護3から5までの認定者が全体の38.0%を占めています。(資料編・図表11参照)

図表:介護度別認定者の割合(令和4年度末時点)

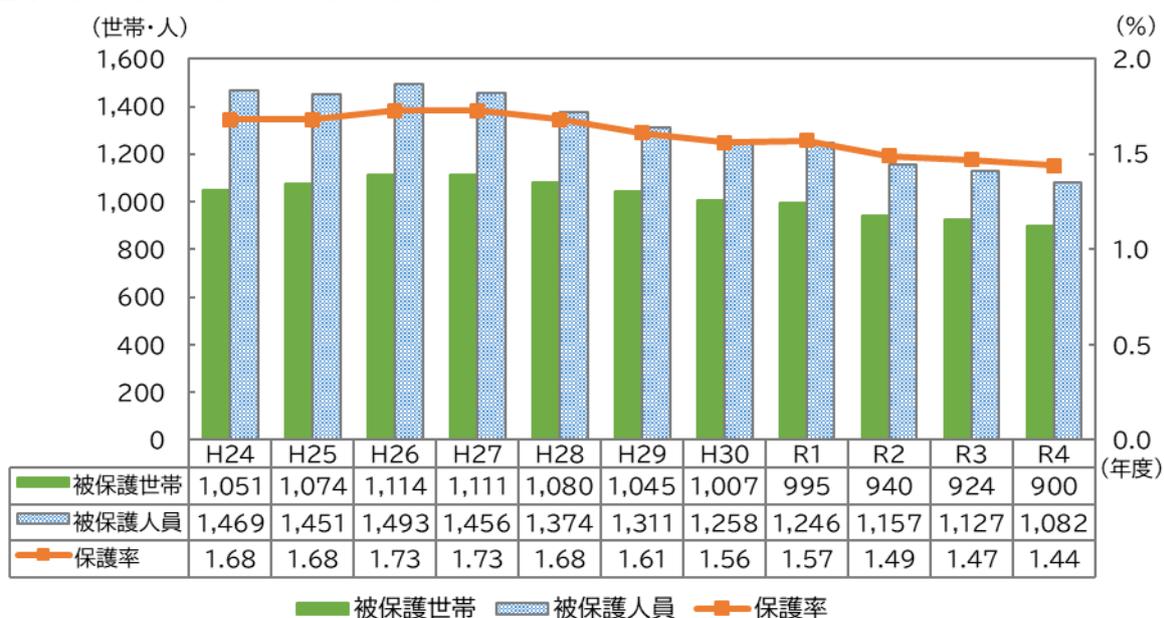


(資料)大曲仙北広域市町村圏組合

(4) 生活保護

被保護世帯と被保護人員はともに増加傾向で推移していましたが、平成26年度の1,114世帯1,493人をピークに減少に転じ、令和4年度には900世帯1,082人となっています。

図表:被保護世帯数及び人員の推移



(資料)大仙市の統計、大仙市の福祉

(5) 災害時における避難行動要支援者

市は、災害時における自宅からの避難等に支援が必要な方を把握し、災害時の適切な支援につなげるため、大仙市避難行動要支援者避難支援プランに基づく「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

令和5年3月時点における「避難行動要支援者名簿」への登録者は、4,609人となっています。

また、市は災害時の迅速な避難支援や平常時の見守り活動等に活用するため、警察、消防、民生児童委員、市社協、自主防災組織等の避難支援関係者との名簿情報の共有を進めています。

4 地域福祉を支える人材等の状況

(1) 民生児童委員の状況

民生児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行っています。子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生児童委員(主任児童委員)も活動しています。

市全域では、令和4年度末時点で民生児童委員が232人、児童に関する分野を専門的に担当する主任児童委員が28人となっており、計260人が委嘱を受けて活動しています。(資料編・図表12参照)

(2) 福祉員の状況

福祉員は、身近な地域の生活課題を一人の住民として早期に発見し、市社協や民生児童委員につなげる橋渡しとしての活動や、市社協会員の募集、福祉情報を発信する活動を行います。

市全域では、797人の福祉員が市社協の委嘱を受けて活動しています。

表:福祉員の配置状況(令和4年度末時点)

地区	大曲	神岡	西仙北	中仙	協和	南外	仙北	太田	計
人	236	45	117	126	76	81	62	54	797

(資料)大仙市社会福祉協議会事業報告書

(3) ボランティアの状況

①大仙市ボランティアセンターへの登録状況

市社協が各支所に設置する大仙市ボランティアセンターへの登録人数は、団体会員・個人を合わせて2,696人となっています。

表:大仙市ボランティアセンター登録人数(令和4年度末時点)

地区	大曲	神岡	西仙北	中仙	協和	南外	仙北	太田	計
個人	15	17	52	1	3	9	9	3	109
団体会員	1,473	3	180	279	75	11	152	414	2,587

(資料)大仙市社会福祉協議会事業報告書

②「大仙雪まる隊」の状況

「高齢者のみ世帯」、「障がいがあって自力での除雪は困難と思われる世帯」等を対象に、居宅やその周辺の雪寄せ、見守りや声かけなどを行う「大仙雪まる隊」への登録者数は、令和4年度には1,652人となっています。

表:「大仙雪まる隊」登録者数(令和4年度末時点)

地区	大曲	神岡	西仙北	中仙	協和	南外	仙北	太田	その他	計
個人登録	3	15	8	1	1	2	7	1	0	38
団体登録	489	104	190	278	45	99	125	159	125	1,614

(資料)大仙市社会福祉協議会事業報告書

図表:「大仙雪まる隊」活動状況

年	H30	R1	R2	R3	R4
除雪件数	110	8	239	156	88
活動人数	527	34	934	515	305

(資料)大仙市社会福祉協議会事業報告書

③「災害ボランティアセンター」の状況

市内で大規模災害が発生し、多くの方が被災された場合、市が中心となり復旧・復興に当たりますが、対応には限度があり、被災された方のニーズにきめ細かく応えるためには、ボランティアの活動が不可欠です。

平成29年7月の秋田県大雨災害は、県南部に大きな爪痕を残し、大仙市では初めて災害ボランティアセンターを設置しました。その経験から、平常時から災害時を想定して地域の関係団体や市民と連携を図り、実践訓練等を積んでいく必要があると考え、「災害ボランティア団体事前登録事業」を平成30年度から実施しています。

災害ボランティアセンターの設置に備え、事前に登録している団体・学校等の数は13です。また、令和4年度から登録を個人ボランティアにも拡大し、登録者数は5名です。

(4) その他の団体等の活動

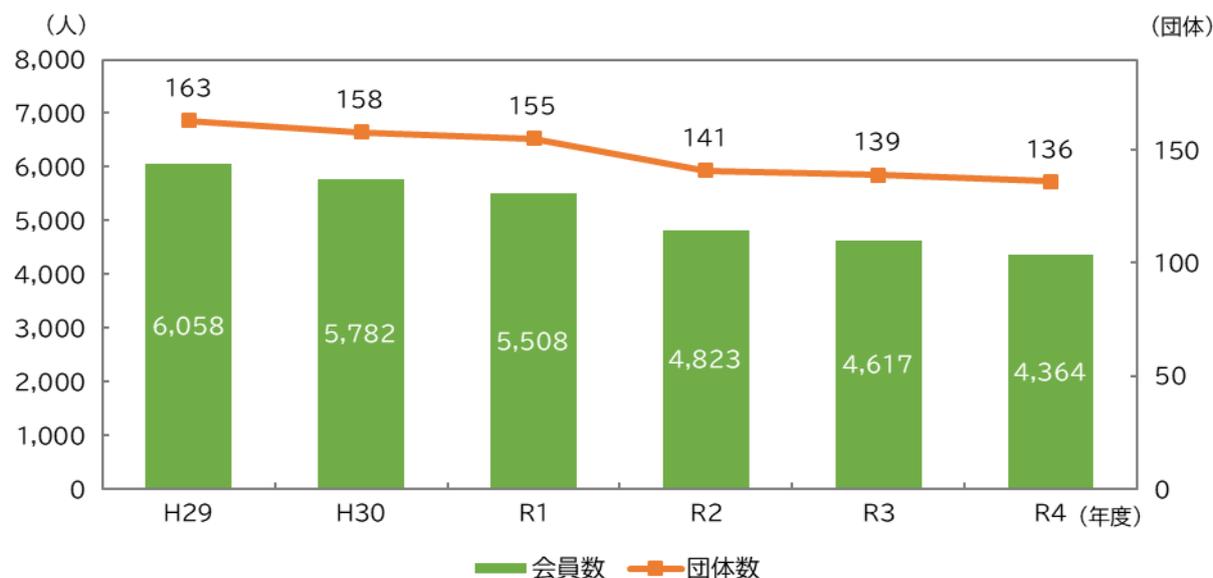
①老人クラブの状況

老人クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行う団体です。その知識や経験を活かし、地域の団体と共に社会活動にも取り組み、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上を目指しています。

また、各種スポーツ行事、文化祭、一人暮らし高齢者世帯に対する友愛訪問活動などの老人クラブ活動を通じ、高齢者の孤立防止や自殺予防など、地域福祉の担い手としての役割も果たしています。

令和4年度の団体数は136団体、会員数は4,364人となっています。(資料編・図表13参照)

図表:老人クラブ数と会員数の推移



(資料)大仙市の福祉

②NPO活動

秋田県が認証したNPO法人のうち、市内で活動している法人は令和4年度末時点で17法人あり、そのうち11法人が「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を行っています。

③自主防災組織の状況

東日本大震災をきっかけに、市民の防災への関心が高まりを見せました。市でも、自治会長宅の訪問や防災士の育成などを行い、自主防災組織の結成を促しました。このような取り組みの結果、令和5年3月31日現在における組織数は391、組織率は91.6%となっています。

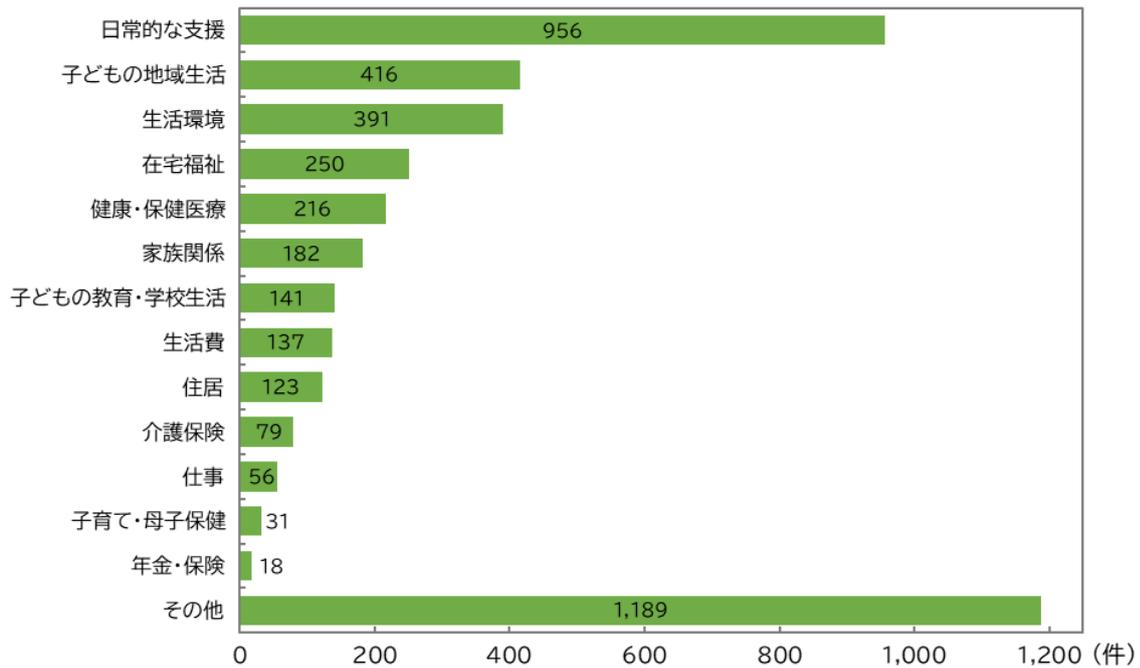
5 相談支援の状況

(1) 民生児童委員

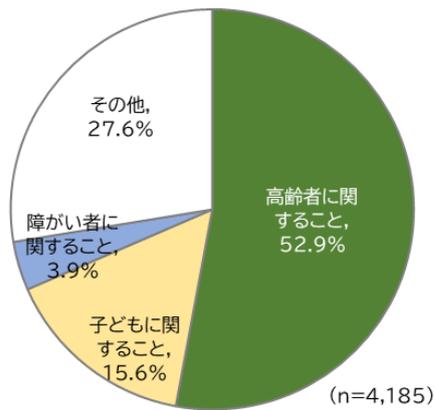
民生児童委員による相談支援の件数は、令和4年度は4,185件となっています。内容別にみると、「日常的な支援」に関するものが956件(22.8%)と最も多く、以下は「子どもの地域生活」、「生活環境」、「在宅福祉」、「健康・保健医療」の順となっており、その内容は多岐にわたっています。

相談内容の分野別にみると、「高齢者に関すること」が52.9%と最も多く、以下、「子どもに関すること」(15.6%)、「障がい者に関すること」(3.9%)の順となっています。

図表:民生児童委員の内容別相談件数



図表:民生児童委員による相談の分野別割合



(資料)大仙市の福祉

(2) 高齢者包括支援センター

令和4年度の相談件数は8,290件となっており、「一般的な問い合わせ」が8,208件(99.0%)と大半を占めています。「権利擁護(成年後見制度等)」と「高齢者虐待」に関するものともに17件で0.2%と極めて低い割合にとどまっています。

表:高齢者包括支援センター相談件数の推移

	一般的な 問い合わせ	権利擁護 (成年後見 制度等)	高齢者虐待	その他	合計
R2	8,185	6	15	141	8,347
R3	10,937	6	24	84	11,051
R4	8,208	17	17	48	8,290

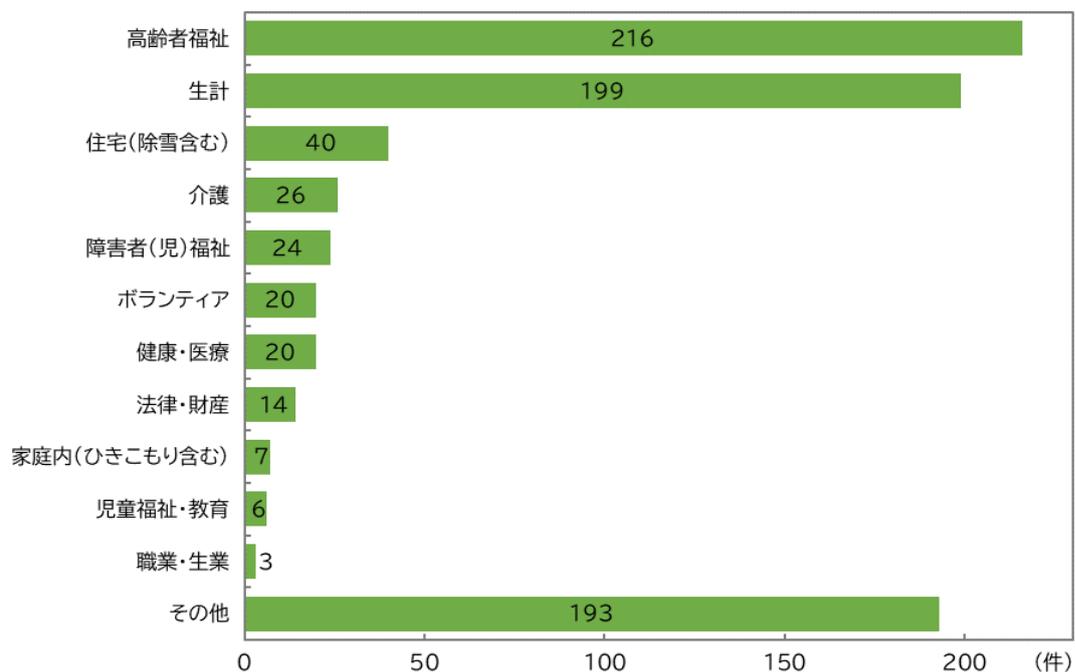
(資料)大仙市の福祉

(3) 社協の一般相談(困りごと相談)

市社協職員が随時受けている一般相談の件数は、令和2年度が808件、令和3年度が758件、令和4年度が768件となっており、新型コロナウイルス関連の相談もあったことから高い水準で推移しています。

令和4年度の内容別では「高齢者福祉」が216件(28.1%)で最も多く、「生計」が199件(25.9%)、「住宅(除雪含む)」が40件(5.2%)などの順となっています。(資料編・図表14参照)

図表:社協の一般相談(困りごと相談)の主な内容別相談件数(令和4年度)



(資料)大仙市社会福祉協議会事業報告書

(4) 高齢者等相談支援事業

市社協委託事業である高齢者等相談支援事業では、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、弁護士による法律相談や、司法書士による土地・家屋・相続の専門相談を行っています。

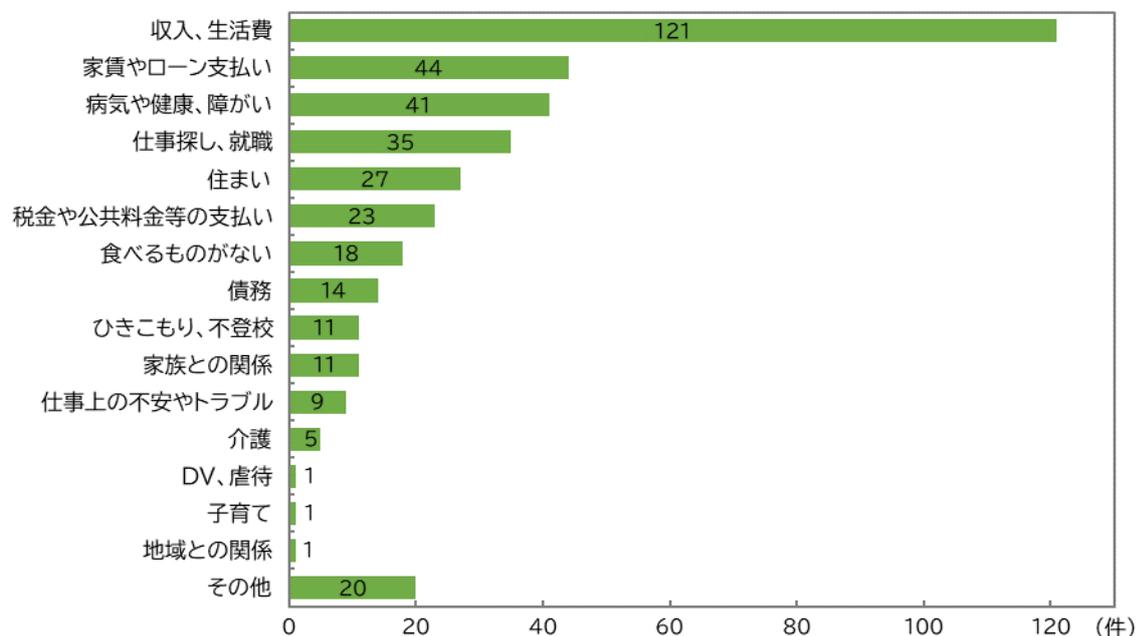
令和4年度の相談件数は70件となっており、内容別にみると「法律相談」が48件(68.6%)、「土地・家屋・相続相談」が22件(31.4%)となっています。

(5) 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階で生活全般に渡る困りごとに関する支援を行っており、令和4年度の相談件数は184件となっています。相談内容の内訳は「収入、生活費」が121件(65.8%)と最も多く、以下は「家賃やローンの支払い」が44件(23.9%)、「病気や健康、障がい」が41件(22.3%)などの順となっています。

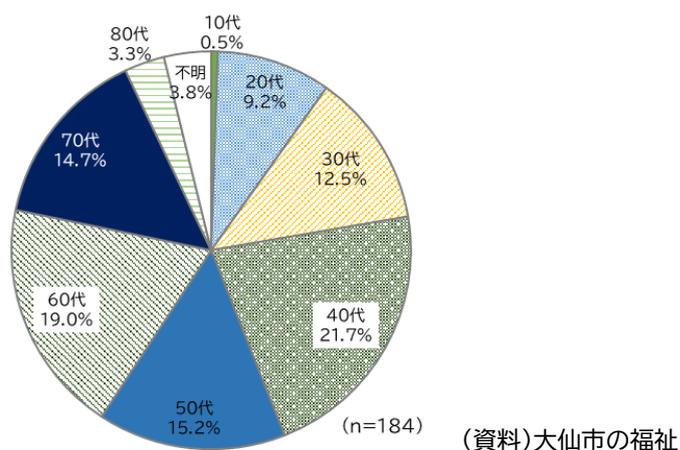
相談者の年齢別割合をみると、40代が21.7%で最も高く、以下は60代(19.0%)、50代(15.2%)の順となっています。

図表:生活困窮者自立支援事業相談内容内訳(複数回答)



(資料)大仙市の福祉

図表:生活困窮者自立支援事業相談者の年齢別割合



(6) 大仙市子ども・若者総合相談センター

市は、大仙市子ども・若者総合相談センター業務を実施し、不登校やニート、ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者とその家族の相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行っています。本事業の実施にあたり、「びおら」の運営を「NPO法人まることびおら」に、「ふらっと」の運営を「NPO法人光希屋(家)」に委託しています。

①びおら利用状況

利用実績を対象者実人数で見ると、新型コロナウイルス感染症の影響から令和3年度には29人まで減少しましたが、令和4年度には56人に増加しています。それに伴い、延べ人数も令和4年度には624人に増加しています。

表:びおら利用実績の推移

年度	実人数						計	延人数
	幼児	小学生	中学生	高校生	若者			
H30	0	2	7	5	32	46	650	
R1	0	2	4	6	34	46	533	
R2	0	3	0	3	34	40	453	
R3	0	1	2	3	23	29	306	
R4	0	13	4	6	33	56	624	

(資料)大仙市の福祉

②ふらっと利用状況

新型コロナウイルス感染症の影響からメール相談等の非対面での利用が増え、令和3年度には対象者実人数で87人、延べ人数で3,581人に増加しましたが、令和4年度には実人数61人、延べ人数1,362人と令和2年度と同等の人数まで減少しました。

表:ふらっと利用実績の推移

年度	実人数						延人数
	幼児	小学生	中学生	高校生	若者	計	
H30	0	0	1	2	50	53	1,344
R1	0	0	1	4	47	52	1,209
R2	0	0	2	3	48	53	1,468
R3	2	0	2	6	77	87	3,581
R4	0	1	6	7	47	61	1,362

(資料)大仙市の福祉

第3章 計画が目指すもの

1 基本理念

地域みんなで支え合う ぬくもりのあるまちづくり

一人ひとりが地域に関心を持ち、お互いを尊重し、支え合うことにより、年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが安心して暮らし続けることができる心豊かでぬくもりのある地域共生社会を目指します。

2 基本目標

「自助」「共助」「公助」に関わる3つの基本目標により、基本理念の実現を目指します。

「自助」の
力を高める

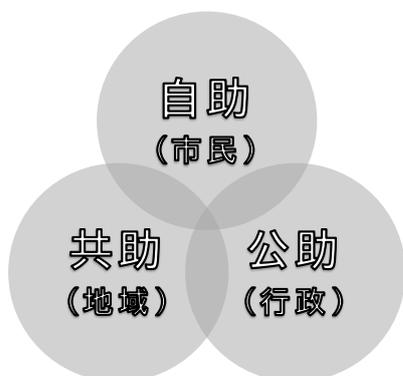
① 人や地域とのつながりを大切にする住みよい地域づくり

「共助」の
仕組みを築く

② 市民ボランティア活動の充実と支え合いの仕組みづくり

「公助」を
届ける

③ 支援を必要とする人の声が活かされるサービス基盤づくり



自助 (市民)	自ら行うこと、家族での支え合い
共助 (地域)	相互扶助制度による各種サービス、ボランティア・NPO等の市民活動による支え合い(住民組織の自発的な活動を含む)、民間サービス
公助 (行政)	福祉、保健、医療などの行政サービス

「自助」「共助」「公助」の連携による地域福祉の取り組みを推進します。

3 計画の推進

(1)基本方針

基本方針

目指す姿と主な取り組み

1

「つながろう！」

地域の交流を深め、孤立のない地域を目指します

交流が活発で 孤立のない地域

- ・地域の交流の場づくり
- ・自助・共助意識の醸成
- ・SOSの出し方に関する教育
- ・再犯防止の取り組み

2

「受け止めよう！」

あらゆる困りごとを受け止める包括的な支援の仕組みをつくります

あらゆる相談や 困りごとを 受け止める地域

- ・相談窓口の連携
- ・様々な相談ケースへの対応
- ・生活困窮者の自立支援
- ・重層的支援体制の整備、推進

3

「届けよう！」

必要とする人に適切なサービスを届けます

必要とする人に 適切なサービスが 届けられる地域

- ・計画的なサービスの提供
- ・分かりやすい情報提供
- ・成年後見制度等の利用促進

4

「育てよう！」

地域福祉の担い手を育て、ボランティアの輪を広げます

地域福祉の担い手 が育ち、 ボランティアの輪 が広がる地域

- ・地域福祉の担い手の育成
- ・市民ボランティア活動の充実
- ・福祉教育の取り組み

5

「支え合おう！」

誰もが互いを気遣い、支え合う地域共生社会を目指します

誰もが自分らしく 安心して暮らして ゆける地域

- ・地域全体での支え合い体制づくり
- ・見守り活動や支援ネットワークの連携
- ・情報共有等による地域防災力の強化
- ・大山市健幸まちづくりプロジェクト

(2)計画における地域の捉え方

地域における支え合い体制の構築は、お互いに顔の見える日常的な範囲内で行われることから、第4次地域福祉計画と同様、本計画においても単位自治会・町内会等を地域の基礎単位とします。

なお、取り組みやサービスの内容によっては、より広範囲の機能が必要になりますが、その場合には地域の基礎単位を柔軟に捉えることとします。

(3)地域福祉の担い手

地域福祉を推進していくためには、福祉サービスの充実はもとより、地域住民同士が互いに支え合いながら生活していく意識を育むことが重要です。地域に住む一人ひとりが地域福祉の受け手であるとともに、担い手としても活躍していくことで、地域に関わる担い手がそれぞれの役割を持ちながら連携を図り、地域福祉の取り組みを推進していくことが期待されます。

① 市民

地域活動や各種講座等への積極的な参加など、自ら地域とつながりをもつよう心がけ、一人ひとりの市民が顔の見える関係づくりに努めるとともに、地域における自らの役割を認識し、地域の支え合いの主体となります。

(例) ◆地域活動や各種講座等への参加 ◆ボランティア活動 など

② 自治会・町内会、老人クラブなどの地域団体

自治会・町内会(以下「自治会等」という。)や老人クラブ、子ども会などの地域団体は、地域の住民で構成され、支え合いを実践できる最も身近な組織です。地域の生活課題の把握に努め、解決に向けて話し合い、必要な支援につなげることにより解決の一翼を担います。

(例) ◆自治会等活動の活性化 ◆座談会の開催と参加
◆地域福祉活動への主体的参加 ◆自主防災組織活動の活性化
◆老人クラブによる友愛訪問活動 など

③ 民生児童委員

地域住民に寄り添い、支援を必要とする人からの相談を受けるほか、見守り活動等により地域の生活課題を発見し、必要な支援につなげるなど、行政等と連携した取り組みにより地域福祉を推進します。

(例) ◆サロン活動の実施や協力 ◆ボランティア活動に関する情報の活用
◆各種団体や機関と連携した支援活動の取り組み など

④ ボランティア団体

主に特定の共通する課題の解決を支援するため、自発的に結成された組織であり、同じ目的を持った人と人がつながり、組織的に地域を支援します。

- (例) ◆団体活動の向上につながる研修会の開催 ◆新たな地域の支えあい活動の創出
◆地域での支援ネットワーク構築への協力、連携 ◆活動情報の発信 など

⑤ 社会福祉法人・福祉施設

社会福祉法人は、社会福祉法第24条第2項に規定するいわゆる「地域における公益的な取組」の役割を担います。

高齢者や障がい者、児童のための福祉施設は、それぞれの施設の基幹業務のほか、地域活動等への参加や施設の開放等により積極的に地域と交流するとともに、相談活動等によりその専門性を地域に還元します。

- (例) ◆地域活動等への参加 ◆サロン活動への協力 ◆ボランティアの受け入れ
◆活動場所の提供 ◆専門的な知識や技術の地域への還元 など

⑥ 学校

地域の中核的な機関の一つであり、児童・生徒と地域との交流機会の創出や地域と連携したボランティア活動などの積極的な取り組みが期待されます。

- (例) ◆地域の諸団体との連携 ◆児童・生徒のボランティア活動への参加 など

⑦ 企業

企業が地域の一員として福祉的活動へ参加することにより、市民や市民団体との交流の輪が広がり、企業の人的資源や技術等が地域福祉活動に活かされることが期待されます。

- (例) ◆地域活動等への参加 ◆地域における活動場所の提供
◆除雪ボランティア大仙雪まる隊や災害ボランティア団体への登録
◆地域におけるボランティア活動の機会の提供 など

⑧ 市社会福祉協議会

社会福祉法第109条に基づく民間団体として地域福祉の推進を図るため、市民一人ひとりや地域、関係機関・団体の参加を得て、市民の主体的な福祉活動への取り組みを支援します。

また、個別の福祉課題を地域全体の問題として捉え、福祉関係事業の充実や、必要に応じて新たなサービスの創出などに積極的に関わり、地域福祉の基盤作りの役割を担います。

- (例) ◆相談支援機能の充実 ◆小地域ネットワーク活動の充実
◆ボランティアの育成・支援 ◆地域の福祉情報の発信 など

⑨ 行政

地域福祉計画等に基づき、支援を必要とする地域住民の生活課題の解決に総合的に取り組むとともに、自助・共助・公助の強化と相互の連携による地域福祉の推進に努めます。

- (例) ◆各福祉計画等に基づく福祉サービスの提供 ◆市各部局と関係機関等の連携
◆地域全体での支援の展開 など

第4章 計画の展開

1

「つながろう！」

地域の交流を深め、孤立のない地域を目指します

1 地域の課題と目指す姿

住民同士が顔の見える関係をつくることで、困ったときに誰かに相談したり、いざというときに周囲の支援を受けたりしやすくなることにつながります。これは、基本方針5(p.54)における「地域住民等が自ら地域の生活課題等に気付き、地域で解決に取り組む仕組み」をつくる際の基盤となるため、地域の交流を促進する取り組みはますます重要になっています。

令和5年度に実施した「地域福祉についてのアンケート調査」(以下「アンケート」という。)では、地域支え合いの仕組みづくりの課題として、「住民同士の付き合いが少ない(44.4%)」、「他人に迷惑をかけたくないと思う人が多い(43.0%)」といった回答が寄せられました。近所付き合いの希薄化が進み、周囲への過剰な遠慮が孤立や相互扶助の機能不全につながる懸念が懸念されます。

また、地域支え合いの仕組みづくりに特に必要な取り組みとして「住民自ら進んで日頃から相互のつながりをもつように心がけること(40.0%)」が挙げられており、このような課題は広く共有されていると言えます。

市と市社協は、サロン等の地域の交流の場づくりや自助・共助意識の醸成、児童生徒のSOSの出し方に関する教育、「大仙市再犯防止推進計画」に基づく再犯防止の取り組みなどを通じて、交流が活発で孤立のない地域づくりを目指します。

目指す姿

交流が活発で
孤立のない地域

- ・地域全体での支え合い体制づくり
- ・見守り活動や支援ネットワークの連携
- ・情報共有等による地域防災力の強化
- ・大仙市健幸まちづくりプロジェクト

2 「目指す姿」の実現に向けて

区分	取り組むこと
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に関心をもち、地域行事や自治会活動などに積極的に参加します。 ・思いやりをもち、普段から挨拶や声かけをして地域とのつながりをもつようにします。 ・身近にある相談支援機関を普段から知っておくようにします。 ・不安や困りごとは、一人で抱え込まずに地域の方や相談機関等に相談します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等のリーダーは、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努め、地域内の活発な交流を促します。 ・老人クラブは、生きがい活動や友愛訪問活動などにより、高齢者の孤立防止に取り組みます。 ・地域の親睦のためのレクリエーションなどを通じて、健康で活力のある地域づくりに努めます。 ・声かけや見守り活動等による相談しやすい関係づくりに努め、孤立の防止に取り組みます。
事業者等 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動等に積極的に参加するとともに、従業員等が地域活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。 ・従業員が地域活動等に積極的に参加できるようにします。 ・社会福祉法人は、「活動拠点や展示・発表の場の提供」、「行事等を通じた障がい福祉の理解促進」、地域の福祉ニーズを把握するためのサロン活動などの「地域における公益的な取組」を進めます。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士が相互につながるきっかけづくりのため、地域への働きかけを行うとともに、地域住民が実施する交流の場づくりを支援します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が地域交流などを通じて支え合いの必要性を認識し、自助や共助の意識が醸成されるよう支援します。 ・年齢や障がいの有無に関わらず、住民が気軽に地域行事等に参加できるよう、地域の交流の活性化や地域の創意工夫によるイベントの展開を支援します。 ・地域の子どもたちを地域全体で見守り、子育て世帯の孤立防止に努めるなど、地域における子育て環境の整備を支援します。 ・高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方に対する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供を推進します。

(※)事業者とは、事業の内容を問わず、事業を行う個人事業者と法人や団体のこと

3 市と市社協の主な取り組み

取り組み	取り組みの内容
認知症高齢者家族支援事業[認知症カフェ運営補助金交付事業] (高齢者包括支援センター)	認知症の方やその家族、地域住民、専門職がつどい、語り合う場である「認知症カフェ」を開催する事業所や団体に対し、補助金を交付します。 [目標・方針] 初期費用を補助し、カフェ運営の体制づくりを支援する。
地域子育て支援拠点事業 (子ども支援課)	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図るとともに、子育て等に関する相談、援助、情報提供や子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します(まるこのひろば・うさちゃんひろば・つなっこひろば)。 (NPO法人まることびおら、任意団体「ほかほか」「子育てグループつなっこ」へ委託) [目標・方針] R11年度利用人数 13,500人 (R3年度9,505人、R4年度10,745人)
SOSの出し方・受け方に関する教育 (健康増進センター)	市内の小中学校の児童生徒を対象に、子どもが様々な困難に直面した際に周囲に助けを求められることができるような教育を実施します。 [目標・方針] 市内全小・中学校で実施
交流の場の拡大 (市社協)	○ゆいゆい交流会助成事業 町内会や自治会が自主的に開催する交流会(ゆいゆい交流会)へ経費の助成を行います。 また、他の事業とも連携し、日常的な見守り等に繋げる働きかけを行います。 この交流会は、世代を問わず、住民同士のつながりの強化や、介護予防・引きこもりの防止を目的として行います。

	<p>○ふれあいサロン事業 地域住民と共に、町内や地区単位で交流の場づくりへの支援を行います。 これは、サロン開催による地域福祉活動の充実や立ち上げの支援を目的に実施するものです。 併せて、交流の場づくりを行っていない地域への働きかけも行います。</p> <p>[目標・方針] 新規世話人の確保 45人</p> <p>○無料出前講座 町内会、自治会、老人クラブや各種グループ等の団体が開催する講座や研修会などに、要請に応じて職員を派遣し、自主的に行われる交流事業を支援します。</p> <p>○レクリエーション用具等の貸出 地域で行うサロン等で使用する風船バレー、スカットボール等のレクリエーション用具を無料で貸出します。</p> <p>○サロンお助けバンク ふれあいサロンなどで体操、ヨガ、ゲーム、歌や踊りなどを指導したり披露したりする団体や個人を登録し、ふれあいサロンやゆいゆい交流会の主催者と結びつけます。</p> <p>[目標・方針] 個人登録 10人 団体登録 10団体</p>
--	---

●大仙市再犯防止推進計画

令和5年3月に策定された国の「第2次再犯防止推進計画」では、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点課題を示しており、県の「秋田県再犯防止推進計画」においても、県の実情に応じた施策の実施・検討について示しています。

市においても、実情に応じた再犯防止に関する取組を推進し、住民が犯罪による被害を受けることなく、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、本計画を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく市の「再犯防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置付けます。

○計画策定の趣旨

全国の刑法犯により検挙された再犯者は、平成18年の約14万9千人をピークに令和3年には約8万5千人まで減少しましたが、初犯者が再犯者の減少を上回るペースで減少していることから、検挙人員に占める再犯者の割合は、令和2年にピークの49.1%に達し、令和3年は48.6%と約半数が再犯者という状況にあります。

令和3年の検挙人員に占める再犯者の割合は、県においては50.5%で半数以上が再犯者となっており、市においては30.7%で割合は低くなっていますが、犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会を構成する一員となることへの支援は引き続き必要となります。

また、犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居、居場所がない、高齢で身寄りがいない、障がいがある、薬物に依存している、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて、様々な支援を必要とする人が多く存在します。

更生保護の分野では、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が多数活動しています。また、過ちを犯した人たちの立ち直りを支援する女性ボランティア団体として更生保護女性の会が活動しています。

市は、更生保護に携わる保護司会、更生保護女性の会などの活動を支援するとともに、地域における再犯防止への理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。

また、関係機関等との連携を図り、アルコールや薬物等の依存問題、住宅確保要配慮者の支援などに取り組みます。

○「秋田県再犯防止推進計画」の推進

「秋田県再犯防止推進計画」に基づき、市が行うべき取組を積極的に推進します。

○再犯防止に関する意識の醸成

再犯防止に関する周知啓発、犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。

○学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

「大仙市子ども・若者総合相談センター」との連携により、修学・復学支援や就業支援、非行防止等に取り組みます。

○更生保護活動への支援

地域における更生保護の活動拠点である大曲地区更生保護サポートセンターへの支援を行います。

○保護司との連携強化

犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。

○民間協力者や関係団体等との連携

更生保護女性の会などの更生保護に関わる団体や支援者、市社協、保護観察所等との連携強化に努めます。また、協力雇用主などの再犯防止に向けた就労に関する支援関係者や住居に関する支援関係者等との連携を図ります。

- ・ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供の推進
- ・ 競争入札等の手続における協力雇用主に対する優遇制度の導入の検討
- ・ 関係機関・団体に対する計画の周知と連携・推進体制の方途についての検討

○保健医療・福祉サービスの利用支援

必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。

- ・ アルコールや薬物等依存問題を抱える者への支援
- ・ 介護サービスや障害福祉サービスなど適切なサービスの利用に繋げる支援
- ・ 様々な媒体を活用した分かりやすい情報提供

2

「受け止めよう！」

あらゆる困りごとを受け止める包括的な支援の仕組みをつくります

1 地域の課題と目指す姿

市民が生活を営んでいく上で生じる課題は、引きこもりや社会的孤立、介護、子育て、障がい、就労、生計、虐待、自殺など多岐にわたっており、近隣の支え合いだけでは解決が困難な事例も増えています。

こうした複雑、複合的な課題が埋もれてしまわないよう必要な支援につなげていくためには、地域住民等と協働しながら、相談の内容やその背景を問わず、丸ごと受け止めることができる包括的な相談支援の仕組みづくりが必要です。

市は、平成25年4月に子ども・若者総合相談センターを設置し、引きこもりなど社会生活を営む上で何らかの困難のある方が相談しやすい環境を提供し、支援にあたっているほか、働きたくても働けない、住むところがないなどの困りごとに対応するため、「生活困窮者自立支援事業」を行うなど必要な支援体制を整えています。

市社協は、活動や事業を通じて、世帯が抱える生活課題に対する支援や情報の提供、必要に応じた関係機関等との連携によって、市民の相談窓口としての役割を担います。

市では、令和5年度から『大仙市「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業(※)』を実施しており、地域住民等による地域生活課題の発見や各相談機関の一層の連携による包括的な支援体制を整備・推進していきます。

※ 改正社会福祉法第106条の4に規定される「重層的支援体制整備事業」の大仙市における名称。既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

目指す姿

あらゆる相談や
困りごとを
受け止める地域

- ・相談窓口の連携
- ・様々な相談ケースへの対応
- ・生活困窮者の自立支援
- ・重層的支援体制の整備、推進

2 「目指す姿」の実現に向けて

区分	取り組むこと
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとを一人で抱え込まず、早めに相談機関や身近な支援者に相談します。 ・地域内の情報に関心をもち、異変等に気付いたときには、民生児童委員、市、市社協などに連絡します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている人や地域の課題についての相談に応じます。地域で解決できない課題は、関係機関等につなぎます。 ・民生児童委員は担当区域内の状況把握に努め、課題を早期に発見し、適切な支援先につなげます。
事業者等 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら支援をすることが難しい地域の生活課題を把握したときは、関係機関による支援の必要性を検討し、支援関係機関に必要な支援を求めるよう努めます。 ・顧客やサービスの利用者などが、何らかの生活の課題を抱えている、または、何らかの被害に遭っていると判断される場合で、本人の承諾が得られた際は行政などの公的機関へ情報を提供します。 ・社会福祉法人は、「専門性を活かした相談支援」、「関係機関との連携ネットワークへの参画」などに取り組みます。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に立ち寄れる身近な相談窓口として多種多様な問題に対応できるよう努めるとともに、専門機関との連携を強化します。 ・世帯が抱えている生活の困りごとの解決のために課題を整理し、相談者の自立へ向けた支援をします。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域から寄せられる様々な困りごとや相談できずにいる方々の把握に努め、適切なサービス利用へつなぎます。 ・人に知られたくない困りごとを抱えた人や社会との接点がない人など、表面化しにくい課題を抱えた人への対応について、関係機関や地域と連携してその方策の検討を行い、解決を支援します。 ・生活困窮者自立支援事業を通じて、支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

(※)事業者とは、事業の内容を問わず、事業を行う個人事業者と法人や団体のこと

3 市と市社協の主な取り組み

取り組み	取り組みの内容
<p>大仙市「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業[重層的支援体制整備事業] (社会福祉課)</p> <p>※重層的支援体制整備事業について、市では『大仙市「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業』として実施します。</p>	<p>社会福祉法に基づき、包括的な支援体制を構築し、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応します。</p> <p>○包括的相談支援事業 分野ごとに行われている相談支援等を一体的に実施することで、相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め、関係機関と連携を図って対応するなどの必要な取り組みを行います。</p> <p>○多機関協働事業(市社協へ委託) 課題が複雑・複合化している事案に関して、支援に関わる関係者の連携を円滑にするため、関係機関の役割分担や支援の方向性を定めた支援プランを策定するなどの取り組みを行います。</p> <p>○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(市社協へ委託) ひきこもり状態にあるなど自ら支援を求められない方や支援を拒否している方などに対して、適切な支援を届けるため、訪問による様々なアプローチにより信頼関係を構築するなどの取り組みを行います。</p> <p>○参加支援事業(市社協へ委託) 既存の社会参加に向けた支援では対応できない狭間のニーズを抱えて社会との関係性が希薄化している方が社会とのつながりを回復するため、地域資源や住民等に働きかけ、新たな参加支援のメニューづくりなどを行います。</p> <p>○地域づくり事業 分野ごとに行われている地域づくりに関する事業を一体的に実施することで、世代や属性を越えた交流を促進するとともに、共助や互助による生活課題の解決に向けた検討などを行います。</p>

<p>生活困窮者自立支援事業 (社会福祉課)</p>	<p>「生活困窮者自立支援法」に基づき、困窮状態からの早期脱却と自立促進を図るため、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。</p> <p>また、随時「生活困窮者自立支援相談支援調整会議」を開催し、生活困窮者への支援プランについて、関係機関と検討、共有、評価を行います。</p> <p>[必須事業]</p> <p>○自立相談支援事業(市社協へ委託) 困窮者からの相談に対して専門の職員が問題の要因を分析し、支援プランを作成し、自立した生活が可能になるまで支援します。</p> <p>○住居確保給付金 離職等により住居を失った方や失うおそれのある方に対して、安心して求職活動ができるように、給付金を支給します。(自立相談支援事業で受け付け)</p> <p>[任意事業]</p> <p>○就労準備支援事業(NPO法人まることびおらへ委託) すぐには一般就労することが困難な方に対し、就労に向けた準備段階として、必要な知識と能力の習得を目指し、生活訓練や社会訓練を行います。平成 30 年度より訪問支援「アウトリーチ」の取組みを開始し、就労困難者への生活改善及び社会復帰へ向けた支援を行っています。</p> <p>○家計改善支援事業(市社協へ委託) 失業や債務問題など家計に課題を抱える方に対して、公的制度的利用支援、家計表の作成等きめ細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸し付けのあっせん等を行います。</p>
--------------------------------	---

<p>子ども・若者育成支援事業 (社会福祉課)</p>	<p>保健、医療、教育、雇用などの関係機関と連携し、修学・復学・就業または社会復帰のための支援事業を実施します。 (NPO法人「まることびおら」「光希屋(家)」へ委託)</p> <p>[目標・方針] 市内2か所の子ども・若者総合相談センターを拠点に、それぞれの特色を活かした支援体制を強化する。</p>
<p>障がい者相談員事業 (社会福祉課)</p>	<p>広報等で相談員を周知し、随時相談を受け付ける体制を整えています。</p>
<p>総合相談支援事業 (高齢者包括支援センター)</p>	<p>高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努めます。</p>
<p>高齢者等相談支援事業 (高齢者包括支援センター)</p>	<p>おおむね65歳以上の高齢者を対象に、弁護士による法律相談、司法書士による土地・家屋・相続の専門相談を実施します。(市社協へ委託)</p>
<p>包括的・継続的ケアマネジメント事業 (高齢者包括支援センター)</p>	<p>誰もが住み慣れた地域で暮らすことが出来るようにケアマネジャーと医療機関を含めた関係機関との連携や、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導、援助、情報提供を実施します。</p>
<p>地域ケア会議推進事業 (高齢者包括支援センター)</p>	<p>個別ケースについて多職種や住民で検討を行うことで地域課題を共有し、課題解決に向け関係者のネットワーク構築や資源開発、施策化を推進します。</p>
<p>こども家庭センターの設置運営(新規) (子ども支援課)</p>	<p>こども家庭センターについては、こども家庭庁設置に先立ち改正された児童福祉法に基づき、母子保健機能や児童福祉機能を組織として一体的に運営することにより、切れ目のない支援を目指し、市としての相談支援体制の強化を図ります。</p>

<p>保健師によるこころの健康相談 (健康増進センター)</p>	<p>保健師がこころの相談、家庭訪問を行います。</p>
<p>こころのメール相談 (健康増進センター)</p>	<p>メールで精神保健相談に応じ、こころの健康の増進につなげていきます。</p>
<p>大仙市いのち支える自殺対策推進本部会議 (健康増進センター)</p>	<p>大仙市における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、市長を本部長に、自殺対策に関連の深い部局長及び各支所長で構成する「大仙市いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、庁内の連携強化を図ります。</p> <p>[目標・方針] 年1回開催</p>
<p>自殺予防ネットワーク推進協議会 (健康増進センター)</p>	<p>自殺を未然に防止するために、行政機関、地域の団体等からなる自殺予防ネットワークを構築するとともに、それぞれの分野の特性を活かした役割分担をしながら相互の連携を図り、地域の実情に即した自殺予防対策について必要な事項を協議します。</p> <p>[目標・方針] 年1回開催</p>
<p>自殺未遂者対策分科会 (健康増進センター)</p>	<p>自殺未遂者のケアに取り組むことは自殺未遂を予防するために重要であることから、関係機関が連携し、地域の実情に即した自殺予防対策に係る専門的事業を推進するため、大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会に自殺未遂者対策分科会を設置します。</p> <p>[目標・方針] 年1回開催</p>
<p>ほっとスペース (健康増進センター)</p>	<p>こころの健康の維持・増進のため、臨床心理士がカウンセリングを行い、必要に応じて専門機関の紹介や医療機関の受診等を勧奨し、早期に問題解決を支援します。(一部外部委託)</p>

<p>いのちの総合相談会 (健康増進センター)</p>	<p>社会保険労務士や産業カウンセラーなどの専門家を交えた相談会で相談者の問題を整理するとともに、必要な支援に結び付けることで経済・生活問題の自殺を防ぎます。 (一部NPO法人蜘蛛の糸へ委託)</p> <p>[目標・方針] 年2回開催</p>
<p>社協の福祉相談事業 (市社協)</p>	<p>各部門と密接に連携し、市民の身近な相談窓口としての機能を強化します。 また、若者向けの相談窓口を充実強化し、若者の貧困などにも対応できるよう関係機関との連携を強化します。</p>

3

「届けよう！」

必要とする人に適切な福祉サービスを届けます

1 地域の課題と目指す姿

利用者が必要なサービスを自ら選択し、利用することができるよう、市や市社協、事業者等は、制度やサービスの充実に努め、計画的に提供しています。

しかし、どれだけ制度やサービスが充実しても、それが市民に知られていなければ利用されません。必要とする人に適切な福祉サービスを届けるためには、市民や事業者に対し、地域福祉や保健・医療・福祉サービスなどの情報を分かりやすい形で提供し、周知することが重要です。

アンケートでも、市が福祉保健分野で特に力を入れて取り組むべきこととして、「医療保険や介護保険などの社会保障制度の安定を図る(36.8%)」、「身近な場所で相談できる窓口を増やす(35.0%)」、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる(34.5%)」といった回答が寄せられています。

なお、福祉に関する必要な情報の入手先としては、「市や社会福祉協議会の広報(54.6%)」が最も多く、「新聞、テレビなど(10.9%)」、「家族や友人との会話など(9.8%)」と続きます。

また、認知症や知的障がい者、精神障がい者などの中には、必要なサービス等を自ら選ぶことが困難な方もいます。療育手帳や精神保健福祉手帳の所持者が増加していること、高齢者人口の増加に伴う認知症の方の増加も見込まれることから、判断能力が不十分な方を保護し、必要な福祉サービスを提供するための成年後見制度等の利活用を進める取り組みも重要です。

市と市社協は、広報、ホームページ、FMIはなび、SNS等を活用した情報提供や成年後見制度等の利用促進などの取り組みにより、支援を必要とする人に適切なサービスが届けられる地域を目指します。

目指す姿

必要とする人に
適切なサービスが
届けられる地域

- ・計画的なサービスの提供
- ・分かりやすい情報提供
- ・成年後見制度等の利用促進

2 「目指す姿」の実現に向けて

区分	取り組むこと
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・保健・医療の制度やサービスを正しく理解します。 ・自ら必要な情報の収集に努め、自分にあったサービスを選択します。 ・行政や事業者に応じた自分の要望や意思、意見を伝え、自ら適切なサービスを求めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や老人クラブ等は、公的な福祉サービスでカバーしきれない部分を住民同士の助け合いやボランティア活動によって補完するよう努めます。
事業者等 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズと地域の特性を踏まえたサービスの展開に努めます。 ・顧客やサービス利用者等が生活に課題を抱えており、安全確認業務など生活支援サービスが必要と考えられる場合は、行政につなぎます。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な方へ、住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう適切なサービスを提供します。 ・誰もが地域福祉や福祉サービスに関する情報を受け取ることができる環境を整備します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野の計画に基づき、市各部署と関係機関等の連携に努めつつ、福祉サービスを計画的に提供します。 ・広報やホームページ、FMはなび等を活用し、地域住民や事業者に対し、地域福祉や保健・医療・福祉サービスなどに関する情報を分かりやすい形で提供し、周知します。 ・日常生活上の意思表示や判断に不安がある人の権利を守るため、サービス事業者などとの連携により、成年後見制度等の利用を促します。 ・制度の紹介など必要な情報提供に努め、多様な実施主体による福祉サービスの充実を目指します。

(※)事業者とは、事業の内容を問わず、事業を行う個人事業者と法人や団体のこと

3 市と市社協の主な取り組み

取り組み	取り組みの内容
各福祉計画に基づく計画的なサービスの提供 (健康福祉部)	高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉に関するサービスを各福祉計画に基づき計画的に提供します。その際、様々な媒体を活用した分かりやすい情報提供に努めます。
成年後見制度利用支援事業 (社会福祉課、高齢者包括支援センター)	成年後見制度の利用に係る低所得者への申し立て費用及び後見人等への報酬の助成、並びに市長申立が必要な方への対応及びその費用を助成します。
権利擁護事業 (社会福祉課、高齢者包括支援センター)	福祉サービス等の相談受付と対応を行います(高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援など)。
食の自立支援事業 (高齢者包括支援センター)	利用者宅に定期的にボランティアや職員が訪問し、栄養バランスのとれた食事を届けるとともに、安否確認を実施します。 (市社協へ委託) 対象者:高齢者のみの世帯等で調理を行うことが困難な方
母子家庭等自立支援給付金支給事業 (子ども支援課)	母子父子家庭等のうち条件を満たす方を対象に、教育訓練や対象資格の取得に要する費用の一部を給付します。 ○教育訓練給付金 ○高等職業訓練給付金 [目標・方針] R11年度給付件数 4件 (R3年度4件、R4年度3件)
いのちの襁事業 (健康増進センター)	救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して各種相談窓口が掲載されたパンフレットを渡します。 [目標・方針] R6～R10年「自殺未遂歴あり」の自殺者数合計 5人以下 (R1～R4年12人) [出典] 大仙市いのち支える自殺対策計画

<p>大仙市コミュニティFM(FMはなび)での普及啓発 (健康増進センター)</p>	<p>大仙市コミュニティFM(FMはなび)における「毎日がだいせん日和」を活用し、こころの健康に関する内容を放送します。</p> <p>[目標・方針] 年間放送3回</p>
<p>自殺予防街頭キャンペーン (健康増進センター)</p>	<p>自殺予防週間と自殺予防デーのある9月に、市内の商業施設3か所で、自殺予防の啓発媒体を配布します。</p>
<p>高齢者のこころの健康づくり事業 (健康増進センター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関わる関係機関への講演会を開催します。 ・地域ケア会議(地域包括支援センター主催)において「高齢者の自殺の現状」「市の自殺予防活動」に関する情報提供を行います。 ・普及啓発活動のためのリーフレット等を作成します。 <p>[目標・方針] R6～R10年70歳以上の自殺者数合計 40人以下 (R1～R4年37人)</p> <p><small>出典</small> 大仙市のち支える自殺対策計画</p>
<p>健康訪問 (健康増進センター)</p>	<p>60歳から64歳までの国民健康保険加入者のうち、医療機関受診状況や、特定健康診査の結果でこころの健康に関する部分が心配な方の健康確認のための訪問を行います。</p>
<p>こころの健康公開講座(大仙こころほっとセミナー) (健康増進センター)</p>	<p>一般市民を対象に、こころの健康についての講演会を年3回実施します。</p> <p>[目標・方針] 年間参加実人数 70人以上 (R3年度50人、R4年度67人)</p>
<p>高齢者包括支援センター南部・協和 (市社協)</p>	<p>市民の身近な相談窓口として、「保健師」「社会福祉士」「主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)」が連携し総合的な支援を行います。(大曲仙北広域市町村圏組合から受託)</p> <p>○総合相談支援事業 高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努めます。</p>

	<p>○権利擁護事業 福祉サービス等の相談受付と対応を行います(高齢者虐待の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援など)。</p> <p>○包括的・継続的ケアマネジメントの実施 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)と医療機関を含めた関係機関との連携を支援します。 また、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)が地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)から相談を受けて支援を行います。</p> <p>○介護予防支援と介護予防ケアマネジメントのプラン作成 要介護状態になることを未然に防ぐため、介護予防や健康づくりの啓発を基本に、必要に応じて訪問サービス・通所サービスを利用するための介護予防サービス・支援計画書を作成し、サービス提供後の状況確認を行います。</p>
<p>ちょっとサービス事業 (市社協)</p>	<p>介護保険サービス等では対応できない調理、買い物、病院内の付き添い、入院中の援助などのサービスを提供します。</p> <p>対象者:日常生活に支障をきたしている65歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯</p>
<p>たすけあい資金貸付事業 (市社協)</p>	<p>一時的に生活が困難になった低所得者世帯や障がい者世帯等に対し、民生児童委員と連携して資金の貸付を行います。 また、現物給付の支援についても検討します。</p>
<p>生活福祉資金貸付事業 (市社協)</p>	<p>低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等に対し、生活困窮者自立支援事業との連携を図りながら、資金借入の相談や申請手続などの支援を行います。(県社協から受託)</p>

<p>福祉情報の発信 (市社協)</p>	<p>○広報の発行 広報「社会福祉だいせん」を発行し、市内全世帯へ配布します。 また、各支所お知らせ版を作成し、各地域の地域福祉活動を市民にPRします。</p> <p>○ホームページでの情報発信 インターネットから社会福祉協議会の福祉サービスや、福祉活動などを紹介するため、ホームページを随時更新します。 また、YouTube動画の社協専用チャンネルを作成し、より身近でわかりやすく福祉情報を発信します。</p> <p>○コミュニティFMの活用 社協の活動紹介や災害発生時における災害ボランティアの募集などを、随時ラジオ放送を活用して発信します。</p> <p>○SNSでの情報発信 SNSを活用し、情報を幅広く迅速に発信する取り組みを行います。</p>
<p>社会福祉大会 (市社協)</p>	<p>地域福祉活動の構成員である地域住民が一堂に会し、「市民が主体的に支え合い、共に生きる福祉のまちづくり」を目指して開催します。</p>
<p>食料支援事業 (市社協)</p>	<p>コープフードバンクおよびフードドライブを実施し、福祉的ニーズを抱えた方への食料支援を行うとともに、こども食堂への食材支援等も実施します。 また、食料の募集に関しては、イベントなどでも周知し、回収箱を設置するなど、より多くの方から協力を得られる仕組みを作ります。</p> <p>[目標・方針] フードドライブポスト設置 30か所</p>
<p>車いすの貸し出し (市社協)</p>	<p>短期間の外出等に使用するための車いすを無料で貸出します。</p>

<p>歳末たすけあい配 分事業 (市社協)</p>	<p>市共同募金委員会からの配分を受け、各地域の実情に合わせた援護活動等を行います。</p> <p>○見舞金品等の贈呈事業 要援護世帯等に見舞金品等を贈呈します。</p> <p>○ふれあい年賀状事業 一人暮らし高齢者世帯に対し、市内の児童・生徒が作成した年賀状を送付し、学校と地域、世代と世代をつなぎます。</p>
<p>権利擁護センター 事業 (市社協)</p>	<p>日常生活自立支援事業から成年後見制度利用までを一体で進めていく体制づくりとして、権利擁護センターおよび法人後見運営委員会を設置し、権利擁護体制の構築を図ります。</p> <p>○日常生活自立支援事業(県社協から受託) 判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス(お金の出し入れや公共料金等の支払い)、大切な書類預かりを行います。 また、成年後見事業への移行が必要と思われる方のスムーズな移行について支援します。</p> <p>○成年後見制度法人後見事業 判断能力を欠く、あるいは不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者に対し、家庭裁判所の審判により、社協が成年後見人等に選任された場合、成年後見制度を利用した支援を提供します。 また、法人後見の受任が軌道に乗った段階で、任意後見制度の受任に向けた体制の整備について検討します。</p>
<p>子育て応援事業 (新規) (市社協)</p>	<p>子育て世代の方々を支援するため、使い終わった制服、学用品、ベビー用品等を募り、必要としている世帯に無償で提供するなど、SDGsの理念に沿った取り組みの実施を検討します。また、関係機関と連携し、子育てに関するサービスの情報提供などを通して、地域における子育て支援活動を推進します。</p>

●成年後見制度利用促進に向けて (大仙市成年後見制度利用促進基本計画)

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障がい者等の増加により、判断能力が低下した人々への支援のあり方が課題になっています。平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国の利用促進に係わる基本理念及び基本方針が策定されました。成年後見制度利用促進法では、自主的かつ主体的に地域に応じた施策を策定し実施することが、地方公共団体の責務とされています。

本計画を、法第14条第1項に基づく市の「成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

○成年後見制度の趣旨

成年後見制度は、認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を被ったり悪徳商法の被害者となったりすることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。平成12年(2000年)の介護保険法施行により、福祉サービスが措置から契約に移行すること等に伴い創設されました。

○成年後見制度とは

判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人等を選任し、契約を代わって結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取り消して本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身のまわりの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益があってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力の不十分な人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見にはさらに、「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型があり、家庭裁判所への手続きにより、本人の判断能力の程度に応じて類型が選ばれます。後見制度の申立時に医師の診断書を添付し、申立後に家庭裁判所が必要に応じて鑑定を行い、審判により類型が決定されます。

また、選任される後見人等については、第三者である専門職・法人等が後見人等になる場合と、家族や親族などが親族後見人として選任される場合があります。

○成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者は近年、増加傾向にあり、令和4年(2022年)末までの累計で全国に約25万人いますが、認知症者、精神障がい者、知的障がい者等の数1,355万人(※)と比較して著しく少ない(1.85%)のが現状です。

令和4年の全国の申立件数は39,570件となっていますが、県では177件、割合は0.45%と、最も低い数字となっています。

このうち、市区町村長申立件数は全国で9,229件、県で45件となっています。

なお、過去の市における市長申立件数は、平成27年度1件、平成30年度2件の計3件です。

※令和2年版障害者白書等による

○市として取り組む施策

市健康福祉部に中核機関を設置し、中核機関としての機能(広報・啓発機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能)の推進を図ります。また、成年後見制度に関わる弁護士、司法書士などの専門職の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

(1)広報及び啓発

- ・成年後見制度の利用を支援する地域の窓口を幅広く周知し、課題を感じた人が適切に相談窓口につながる環境を整備します。
- ・窓口に「成年後見制度相談窓口」といった表示を掲げ、チラシを置き、周知に努めます。
- ・地域における効果的な広報活動推進のため、家庭裁判所、各専門団体等と連携しながら研修会等を行います。広報活動については、一般住民向けのみならず、保健・福祉、医療、地域等の関係者に対し実施することで、地域の権利擁護支援の対応力強化を図ります。
- ・「大仙市認知症相談ブック」に成年後見制度の説明文書を組み入れ、ブック利用者等への理解を図ります。

(2)相談機能及び利用支援

- ・高齢者包括支援センター、市社会福祉課、市社協等での日常の支援や相談、ケア会議等において、権利擁護の必要な人を早期発見し、適切に成年後見制度の利用につなげます。
- ・判断能力が相当に低下する前の段階から本人の意思を尊重しつつ、補助・保佐・後見、任意後見制度を含めた成年後見制度の利用が検討できるよう、成年後見制度の仕組み、制度のメリット・デメリット等を伝達します。
- ・必要に応じて専門職の関与等を支援します。

(3)受任者調整(マッチング)等の支援

- ・専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等)との連携を図り、後見人候補者の人選を円滑に行います。
- ・後見人候補者を推薦する場合には、本人の状況に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

(4)担い手の育成・活動の支援

- ・市民後見人の育成については、専門職後見人や法人後見の活用状況を踏まえながら検討します。

(5)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- ・日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化し、日常生活自立支援事業の対象者のうち、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、日常生活支援事業担当者と中核機関が連携し、成年後見制度へのスムーズな移行を検討します。

(6)後見人の支援

- ・成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

(7)関係機関との連携及び調整

- ・行政、家庭裁判所のほか、後見に関する専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)や、異なる専門職(医療機関、介護専門職、相談支援専門職、サービス事業者等)が一体的に連携・協力することで、成年後見制度における支援の仕組み(地域連携ネットワーク)を構築していきます。

4

「育てよう！」

地域福祉の担い手を育て、ボランティアの輪を広げます

1 地域の課題と目指す姿

公的な福祉サービスでは対応できない地域の生活課題や一人ひとりの細やかなニーズに応えるため、地域におけるボランティア活動の一層の充実が求められています。

ボランティア活動に関する課題としては、人口減少と地域住民の高齢化による担い手不足やニーズの増加、マッチングの問題などがあります。

アンケートでは、高齢や病気などで日常生活が困難になったときに近所に期待する手助けとして、「雪寄せ、雪下ろし(55.2%)」、「安否確認の声かけ(44.6%)」、「買い物(28.3%)」といった回答が寄せられました。

地域では、民生児童委員による見守りや声かけのほか、老人クラブによる「一人暮らし高齢者世帯に対する友愛訪問活動」、大仙雪まる隊による除雪ボランティア活動、自主防災組織による防災活動などが行われています。

市は、地域福祉の担い手を育てるため、「民生児童委員への研修」、「介護予防いきいき隊養成事業」、「自主グループ活動支援事業」、「認知症高齢者地域支援事業」、「メンタルヘルスサポーター養成講座」などの取り組みを実施しています。

市社協では、普段なかなかボランティアの機会がない人を取り込み、ボランティアの裾野を広げるため、各支所にボランティアセンターを設置し、広報活動、活動機会の創出、マッチングなどを行っています。

近年、福祉の現場における人材不足が叫ばれています。これまで、市社協では次代を担う児童・生徒の福祉の心の醸成に向けて「サマーショートボランティア」、バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」及び「福祉教育担当者連絡会」などの福祉教育に取り組んできました。このような福祉教育をさらに充実させることで、子どもたちにとって福祉を身近に感じ、関心を持つ機会を提供し、ソーシャルワーカーなどの将来の福祉人材の育成につなげていきます。

さらに今後は、災害や感染症発生等に備えた平時からの事前準備や連携体制の構築を進め、地域福祉の担い手が育ち、ボランティアの輪が広がる地域づくりを目指します。

目指す姿

地域福祉の担い手が
育ち、ボランティアの
輪が広がる地域

- ・地域福祉の担い手の育成
- ・市民ボランティア活動の充実
- ・福祉教育の取り組み

2 「目指す姿」の実現に向けて

区分	取り組むこと
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に関心をもち、ボランティア活動に関する理解を深めます。 ・お互いができる範囲で支え合う意識をもちます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な方のために何ができるかをみんなで考え、地域ぐるみで実践します。その際、関係機関等との連携に努めます。 ・地域の福祉活動に誰もが気軽に参加できるよう、ボランティア団体が福祉活動を行う際には、積極的に活動内容を地域に発信します。
事業者等 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献活動の一環として、ボランティア活動等の地域福祉活動に参加します。 ・災害などの非常時には、地域の社会資源として災害ボランティア活動に参加します。 ・社会福祉法人は、「介護予防教室、講習会、在宅介護者向けの介護教室」、「施設実習、インターンシップ、ボランティア等の受け入れ」などに取り組みます。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体や施設等との連携を密にし、ボランティアに関する相談や紹介、活動などのコーディネートを行います。 ・災害時には、災害ボランティアセンターの運営主体としての役割を発揮できるよう日常のセンター活動を充実させます。 ・地域の未来を担う子どもたちに対して、福祉について考え、参加する機会をつくり、福祉の心を育みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や専門職の介護や子育てのノウハウを地域住民に結び付け、地域や各家庭での介護や育児のスキルの向上を支援します。 ・ボランティア活動の周知と参加しやすい仕組みづくりに努めます。 ・ボランティアセンターとの連携に努めます。 ・福祉教育の取り組みを推進します。

(※)事業者とは、事業の内容を問わず、事業を行う個人事業者と法人や団体のこと

3 市と市社協の主な取り組み

取り組み	取り組みの内容
民生児童委員への研修 (社会福祉課)	民生児童委員に専門的・体系的な研修の機会や情報交換の場を提供します。 [目標・方針] 市と市民児協が合同の研修を実施する。(年1回)
介護予防いきいき隊養成事業 (高齢者包括支援センター)	高齢者の介護予防意識の向上を図り、誰もが安心して自立した生活を送ることができる地域づくりを目指すため、行政と協働で介護予防の知識を普及する役割を担い、介護予防事業での指導助手やプログラム指導ができる住民ボランティア「介護予防いきいき隊」を養成します。
自主グループ活動支援事業 (高齢者包括支援センター)	地域で自主的介護予防活動をしている団体の活動を支援します(運動・栄養・認知症予防等)。 [目標・方針] R11年度支援回数 180回 (R3年度208回、R4年度225回)
認知症サポーター等養成事業 (高齢者包括支援センター)	認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトと連携を図り、地域住民、職域団体や学校等を対象に、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成します。 [目標・方針] R11年度認知症サポーター養成講座受講者数 170人 (R3年度416人、R4年度240人)
メンタルヘルスサポーター養成講座 (健康増進センター)	心の健康づくりや自殺予防活動に関する基礎的な知識と技術を身につけ、ボランティアとして活動するメンタルヘルスサポーターを養成します。 [目標・方針] R10年度までの講座修了者数累計 394人以上 (R3年度未実施、R4年度241人) 出典 大仙市いのち支える自殺対策計画

<p>メンタルヘルスサポ ーターの会 (健康増進センター)</p>	<p>年1回、会員を対象とした研修会を開催し、会員が情報交換や交流のできる機会を提供します。</p>
<p>職域出前セミナー (健康増進センター)</p>	<p>職場におけるメンタルヘルス対策やこころの病気に関する内容の研修会を行います。</p>
<p>ゲートキーパー養 成講座 (健康増進センター)</p>	<p>身近な人の異変に気付き、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、温かく見守ることのできるゲートキーパーを養成します。</p> <p>[目標・方針] 年間養成者数 30人 (R3年度未実施、R4年度702人)</p>
<p>ボランティアセンタ ー事業 (市社協)</p>	<p>○ボランティアセンターの運営 各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録や活動先の紹介、ボランティア情報の提供を行います。 また、ボランティア活動のニーズ把握を適切に行い、ボランティア活動のマッチング作業を十分にできるよう体制を整えます。</p> <p>○ボランティアの養成 社協のボランティアに興味がある方を対象にボランティア講座を開催します。講座後に受講者のグループ化を進めます。</p> <p>[目標・方針] 養成者数 累計60人</p>

	<p>○災害ボランティアセンターの運営</p> <p>市が設置する災害ボランティアセンターの運営を担い、ボランティアの募集やニーズ調査を実施し、要請のある被災者に対しボランティアの派遣を行います。</p> <p>また、発災後に活動できる市民ボランティアの事前登録と災害ボランティアに関する研修等を進めます。</p> <p>今後は、より迅速な対応を目指し、通常のボランティアセンターの運営の中で、平時からの事前準備や関係団体等との連携に努めます。</p> <p>[目標・方針] 個人登録 20人 団体登録 20団体</p>
<p>ボランティア連絡協議会活動の支援 (市社協)</p>	<p>ボランティア連絡協議会に対する支援を行います。</p> <p>また、ボランティア連絡協議会に加入している芸能ボランティア等と、各地で行われているサロンとの連携を進め、相互の活動の活性化を図ります。あわせて、サロンお助けバンクへの加入を進めます。</p>
<p>除雪ボランティア大仙雪まる隊活動の支援 (市社協)</p>	<p>除雪ボランティアに対する活動支援を行います。除雪活動にあたっては、ボランティアと民生児童委員、行政等と連携を図りながら、適切で効果的な活動が行われるよう支援していきます。</p>
<p>福祉教育の推進 (市社協)</p>	<p>○サマーショートボランティア事業</p> <p>中・高校生を対象に、夏休みを利用してできるボランティア活動の機会を提供します。</p> <p>○バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」</p> <p>小・中・高校生の高齢者や障がい児・者等に対する意識を高め、バリアフリーについて考えるきっかけづくりの場を提供するために、学校と連携して授業(体験談の傾聴、車いす、視覚障がい体験、高齢者体験等)を行います。</p> <p>また、実施にあたっては児童・生徒を補助するボランティアや社会福祉法人等と連携し、市民および関係機関の意識を高める機会にもします。</p>

	<p>○小中学校向け福祉の出前講座 「私たちの住む地域の福祉を学ぶ」などをテーマに地域の福祉事業を交えながら、次代を担うこともたちに対して講話を行います。</p> <p>○福祉教育担当者連絡会 小・中・高等学校・支援学校と連絡会を開催し、福祉教育や社協事業に関する意見交換を行い、福祉活動に対する理解を深め、相互の協力を進めます。</p>
--	---

5

「支え合おう！」

誰もが互いを気遣い、支え合う地域共生社会を目指します

1 地域の課題と目指す姿

世帯が抱える生活課題や地域の福祉課題を適切な支援につなげるため、地域住民等が自ら地域の生活課題等に気付き、地域で解決に取り組む仕組みを整えることが重要です。

とりわけ、ひとり暮らしの高齢者やひとり親世帯、障がい者世帯など、何らかの支援を必要としている人が地域から孤立した場合には、問題が深刻化することが懸念されます。

また、地域全体での支え合いは、災害時などいざというときに最も身近で迅速・適切な支援が行われるためにも必要です。

市は、「生活支援体制整備事業」、「大仙市地域見守り協力協定」、「認知症行方不明者SOSネットワーク」、「ファミリー・サポート・センター事業」などにより地域全体での支え合い体制づくりを進めます。さらに、「災害時避難行動要支援者情報の関係機関との共有」や「福祉避難所の設置及び運営に関する協定」により、地域の防災力の強化を支援します。

また、雪対策や子どもの貧困対策、自殺対策については、各計画に基づき、市、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して総合的に推進するほか、健康の維持・増進と健康意識の醸成を推進するための官民連携の取り組みとして「大仙市健幸まちづくりプロジェクト」を展開しています。

市社協は、小地域ネットワーク活動の充実などにより、安全かつ安心して住み慣れた地域で生活ができるように、支援が必要な世帯に対する見守り活動や生活支援等のネットワークづくりを進めています。

今後も、地域の福祉関係者や近隣住民が各々の役割を認識し、必要に応じて支援機関等につなぐことができるよう各支援ネットワークの連携を促すとともに、いわゆる「地域の公益的な取り組み」の役割を担う社会福祉法人との連携を強化し、誰もが安心して暮らしていける地域共生社会を目指します。

目指す姿

誰もが自分らしく
安心して
暮らしてゆける地域

- ・地域全体での支え合い体制づくり
- ・見守り活動や支援ネットワークの連携
- ・情報共有等による地域防災力の強化
- ・大仙市健幸まちづくりプロジェクト

2 「目指す姿」の実現に向けて

区分	取り組むこと
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題を自分のこととして受け止めます。 ・隣近所で困っている人や判断に迷っている人がいたら、声かけをします。 ・普段の関わりを通じて地域の生活課題を早期に発見し、できる範囲で解決に向けた話し合いや支え合いを行います。 ・災害時の避難方法や避難場所を確認するなど、普段から地域の防災に関する情報に関心を持ち、情報収集に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等は、困っている人や地域の生活課題に気付いたときは、民生児童委員や関係機関へつなぐなど、早期解決に向けて支援します。 ・民生児童委員は、支援を要する人の早期発見や支援に努め、相談があれば迅速に対応します。また、自治会等との連携に努めます。 ・ボランティアや関係機関等は互いに協力・連携し、困っている人を支援します。 ・自主防災組織や自治会等は、地域の実情に応じ、地域の見守りや避難訓練などの活動を行います。また、民生児童委員と連携して地域の避難行動要支援者の把握や災害時の避難体制の整備などに努めます。 ・自治会等は、共助の精神をもって自主的に雪対策に取り組むよう努めます。
事業者等 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・大仙市地域あんしん見守り隊の活動など、地域の見守りや地域課題の発見に関することに協力します。 ・社会福祉を目的とする事業の経営に当たっては、社会福祉に関する地域の活動と相互に協力し、関係機関との連携等により地域生活課題の解決を図るよう特に留意して地域福祉の推進に努めます。 ・社会福祉法人は、「地域行事等を通じた地域の関係者とのネットワークづくり」「施設の避難訓練や自衛消防訓練への地域住民等の参加」「福祉避難所の設置及び運営に関する協定の締結」などに取り組みます。

市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク活動を基本に、いつでも助け合えるよう日常の訪問や支援活動を進めます。 ・自治会等の住民組織や関係機関・団体等と協力し、声をかけ合える地域づくりを目指します。 ・民生児童委員や福祉員、関係機関・団体等と連携して気になる世帯を把握し、支援が必要な世帯に対するネットワークづくりを進めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題を地域で発見し、必要な支援につなげるためのネットワークや支援者同士の必要に応じた連携による地域全体での支援の展開を目指します。 ・災害時における避難行動要支援者を把握し、支援関係者と情報を共有します。 ・災害時、避難支援者を含む地域住民や関係機関等と連携するためのネットワークの構築を目指します。 ・声かけや見守りなど、住民や地域が主体となる共助の取り組みを促し、地域防災力の向上を支援します。 ・市民が冬期間においても「安全・安心な生活」を送ることができるよう、市民と協働で雪対策に取り組めます。

(※)事業者とは、事業の内容を問わず、事業を行う個人事業者と法人や団体のこと

3 市と市社協の主な取り組み

取り組み	取り組みの内容
地域見守り協力協定 (社会福祉課)	<p>地域の見守り支援体制の整備による地域支援を行います。</p> <p>[目標・方針] 事業者に対し年1回の通知を行い、事業周知を図る。</p>
避難行動要支援者 情報の共有 (社会福祉課)	<p>災害時における避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援関係者等と平常時から情報を共有します。</p> <p>また、自主防災組織や福祉事業者等と連携し、避難行動要支援者それぞれの避難計画である個別避難計画の作成を進めます。</p> <p>[目標・方針] R11年度までの個別避難計画作成人数 2,000人 (R3年度53人、R4年度424人)</p>
福祉避難所の設置 及び運営に関する 協定 (社会福祉課)	<p>指定施設との協議、設置・運営訓練等により、福祉避難所の実効性を高め、災害時の要配慮者避難に備えます。</p> <p>[目標・方針] 協議や設置・運営訓練の年1回以上の実施。</p>
ファミリー・サポ ート・センター事業 (子ども支援課)	<p>子育ての手助けが欲しい人(ファミリー会員)と子育てのお手伝いをしたい人(サポート会員)が会員登録し、お互いの希望を調整して育児の相互支援を実施します。</p> <p>[目標・方針] R11年度サポート会員数 100人 (R3年度84人、R4年度81人)</p>
生活支援体制整備 事業 (高齢者包括支援 センター)	<p>地域のニーズや社会資源を把握し、地域の方々やくらしサポート協議会、関係団体等と協働してその地域に合った支え合いや助け合いなどの仕組みづくりのコーディネートを行います。(一部市社協へ委託)</p>

<p>認知症行方不明者 SOSネットワーク 事業 (高齢者包括支援 センター)</p>	<p>認知症により行方不明になる方の情報を事前に登録し、行方不明になった場合、警察や地域関係者等と連携し、早期発見・保護につなげる仕組みです。</p>
<p>大仙市健幸まちづくりプロジェクト (健幸まちづくり推進室)</p>	<p>市とタニタグループが協定を締結し、互いに連携・協力して市民の健康に寄与することで、市民一人ひとりの健康の維持・増進と健康意識の向上を図り、地域全体が活気にあふれ幸せを体感できるまちづくりを推進します。</p>
<p>「(仮称)大仙市子ども計画」に基づく子どもの貧困対策 (子ども支援課)</p>	<p>子どもの貧困対策については、こども家庭庁設置と同時に制定されたこども基本法に基づく市町村計画の一部に位置づけ、市・地域・企業が連携し、子どもの貧困問題に対する課題や現状についての認識を共有しながら、継続的に取り組みます。</p>
<p>「大仙市雪対策基本条例」及び「大仙市雪対策基本計画」に基づく雪対策 (総合防災課)</p>	<p>冬期間の除雪等の雪対策については、「大仙市雪対策基本条例」及び「大仙市雪対策基本計画」に基づき、市民、自治会等、事業所及び市がそれぞれの果たす責務と役割を担い、雪対策における協働によるまちづくりを進めます。</p>
<p>小地域ネットワーク活動の充実 (市社協)</p>	<p>民生児童委員、福祉員や関係機関との連携・調整のもとに、社協職員が中心となって、高齢者や障がいのある人、子育て中の親子など何らかの支援が必要な世帯が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民の参加と協力による「見守り活動」や「生活支援」のネットワークづくりを進めます。関係者が地域の中で見守り、声かけなどを行い、生活や健康上の変化に気づいた時には、必要な制度や福祉サービスの利用につなげます。</p> <p>○福祉実態調査 社会的な支援を必要とする世帯の把握に努め、支援する体制をつくるために、民生児童委員や関係機関の協力を得て「気になる世帯」や「除雪ボランティア大仙雪まる隊」除雪対象世帯等の調査を行います。</p>

	<p>○気になる世帯等への支援 福祉実態調査による「気になる世帯」もしくは何らかの支援が必要と思われる世帯に対しては、関係機関等から情報を収集し、必要に応じて職員やボランティアが電話や訪問等を行い、関係者と共に見守りや生活支援などのネットワークづくりを行います。</p> <p>○個別ケース検討会議 福祉実態調査などで把握した気になる世帯へのアプローチの中で、何らかの支援が必要と思われる世帯に対し、必要に応じて民生児童委員や福祉員、高齢者包括支援センター、町内会長等の近隣住民などの関係者によりケース検討会議を開催します。</p> <p>○地域福祉関係機関等連絡会 安全で安心して暮らせる在宅生活を可能にしていくために、警察、消防、市福祉関係部署、民生児童委員協議会等関係機関の連携を図り、地域の要援護者(世帯)の小地域ネットワーク活動の強化を進めていくことを目的として連絡会を開催します。</p> <p>○お隣ネット活動 地域の見守り等が必要な世帯に対し、民生児童委員、近隣住民等が集まり、利用者の生活や身体状態を含めた情報交換や緊急時対応の確認を行います。</p> <p>○福祉関係機関等との連携 要援護世帯の事故や犯罪被害を防止するためのネットワーク活動を進めるため、関係機関や団体との情報・意見交換や連携を図りながら、地域福祉活動を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区民生児童委員協議会定例会への出席 ・地域ケア会議への出席 ・消防が実施する防火診断への周知と協力
--	---

	<p>○福祉員活動の推進</p> <p>地域の福祉アンテナ役として、地域や町内毎に福祉員を委嘱します。</p> <p>福祉員は、社協活動の周知や会費のとりまとめ等を通して、地域の生活課題を社協や民生児童委員につなげる橋渡しとしての活動を進めます。</p>
福祉のまちづくり 委員活動 (市社協)	福祉のまちづくりを進めるために、地域の福祉課題の把握や社協事業への意見・提言を委員会で行うとともに、各地域における福祉活動の担い手として各事業への参画を進めます。
町内会長等 地域 代表者会議 (市社協)	地域の代表者である町内会長等に社協事業についての理解を図るとともに、地域が抱える福祉課題について共通の認識をもち、解決に向けた連携を図ります。
結いっこサービス 事業 (市社協)	<p>日常生活を送る上で、話し相手が必要になったとき、「結いっこサポーター」が希望する方の自宅に伺いサービスを提供するとともに、買い物支援を毎月実施し、高齢者等の買い物の不便解消を図ります。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね65歳以上の単身者世帯または高齢者のみの世帯 ・障がいをもつ単身者世帯
身守りカードの発行 (市社協)	<p>緊急時の連絡先や通院している医療機関などについて記載したカード(室内用・携帯用)を希望者へ配布するとともに、関係機関と協働し、事業の周知に努めます。</p> <p>また、年数経過等のため記載内容に変更が生じた保持者には、希望によりカードの更新を行います。</p>
市内社会福祉法人 との連携 (市社協)	市内の社会福祉法人と連携、協働し、社会福祉法人が行う地域貢献事業の検討を進めるとともに、社会福祉法人に対して協力できることも実践していきます。

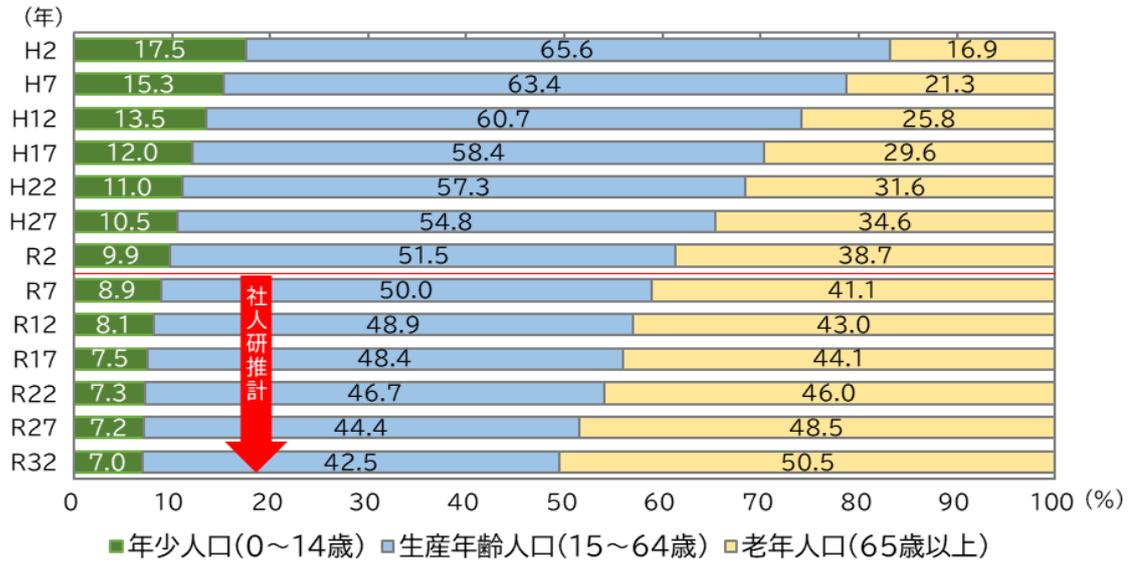
<p>地域福祉活動推進 団体への支援 (市社協)</p>	<p>地域福祉の推進に取り組む団体に対し、「福祉のまちづくり推進事業助成」を行い、団体活動を支援します。 また、各団体と連携し、協力を得て地域の生活支援ネットワークの一員として様々な地域活動を支えています。</p>
<p>(仮称)若者会議 (新規) (市社協)</p>	<p>様々な分野、職業の方々を対象に、社協の事業や若い世代の福祉ニーズ等について意見をいただく機会を作ります。 その中から、既存事業の見直しや各関係機関と協働で新たに 取り組む活動などを検討します。</p>

資料編

資料1 本計画中の関連図表	62
資料2 大仙市福祉関係計画等審議委員会	68
資料3 社会福祉法人大仙市社会福祉協議会地域福祉委員会	74

資料1 本計画中の関連図表

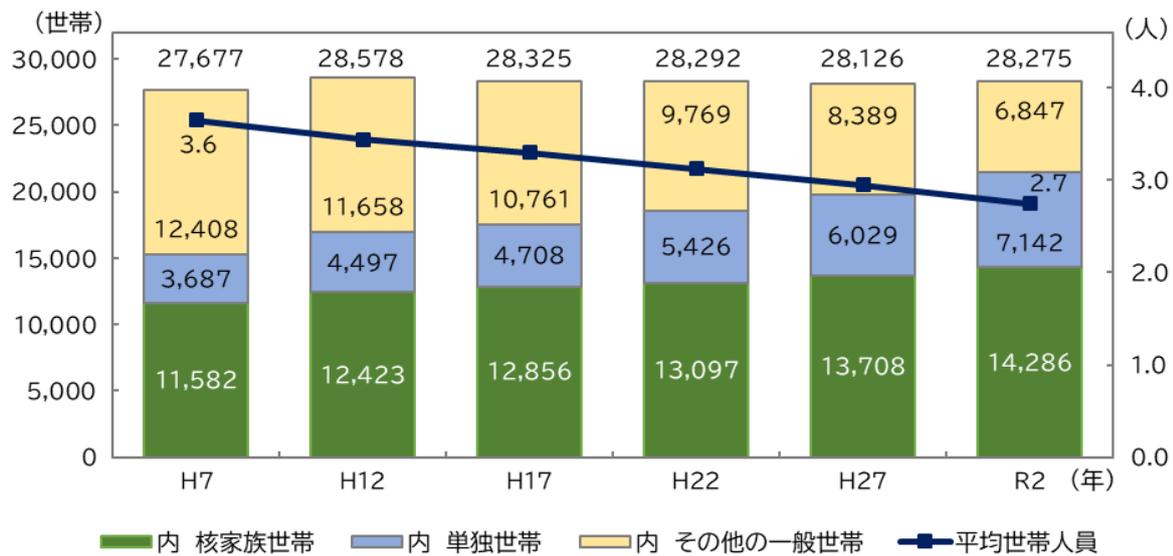
図表1: 年齢3区分別人口の割合の推移



(資料)国勢調査

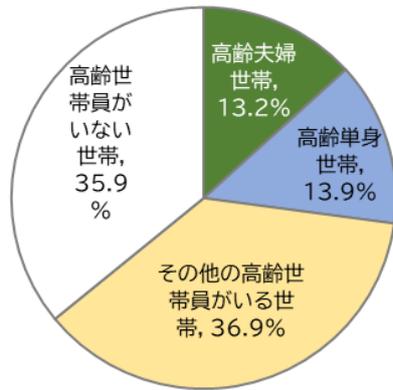
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』による

図表2: 一般世帯数及び平均世帯人員の推移



(資料)国勢調査

図表3:一般世帯のうち、65歳以上の世帯員がいる世帯の割合(令和2年時点)



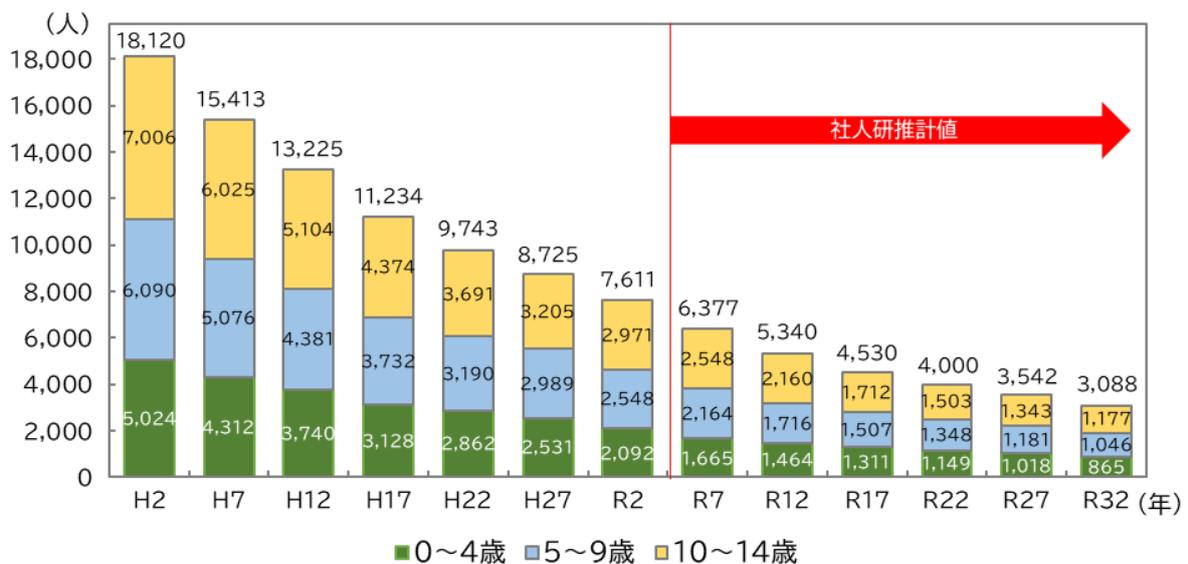
(資料)国勢調査

※高齢夫婦世帯:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

※高齢単身世帯:65歳以上の一人のみの一般世帯

※その他の高齢世帯員がいる世帯:65歳以上の世帯員がいる一般世帯から、高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯を除いた世帯

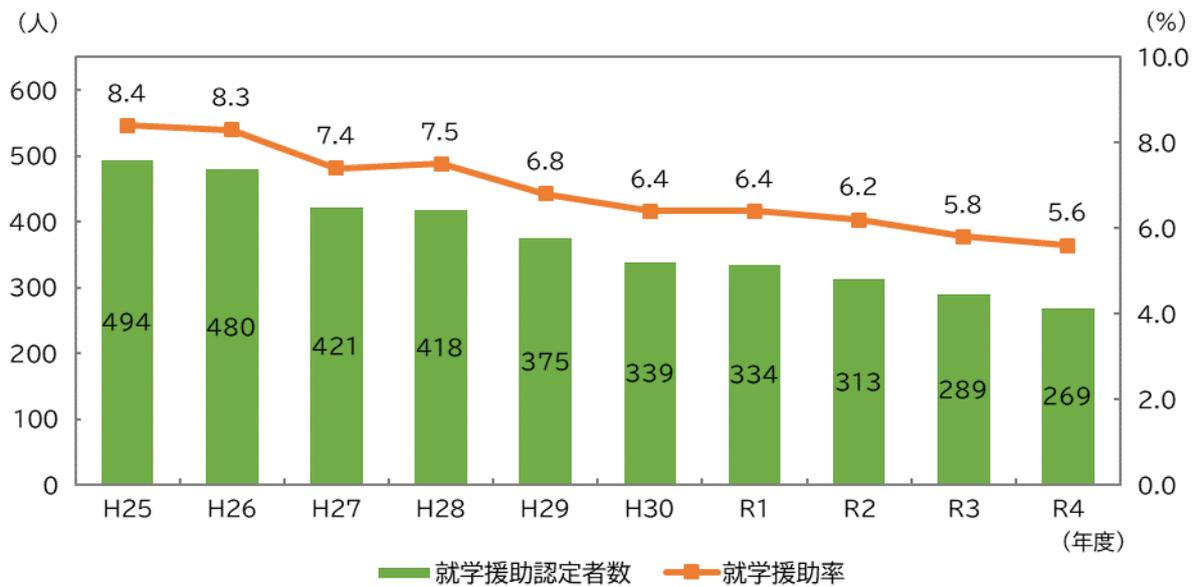
図表4:児童数の推移



(資料)国勢調査

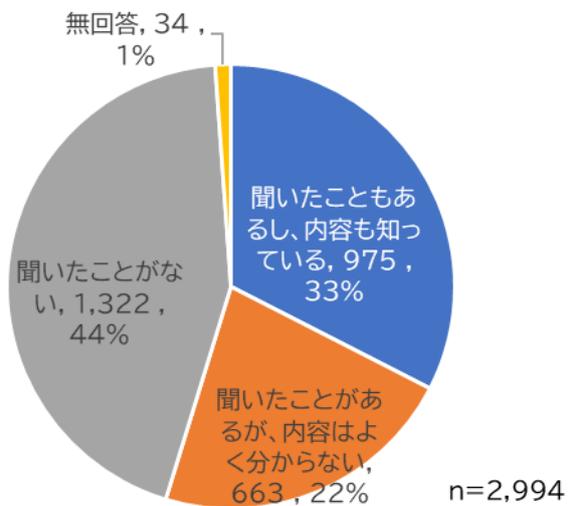
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』による

図表5:就学援助認定者数と就学援助率の推移



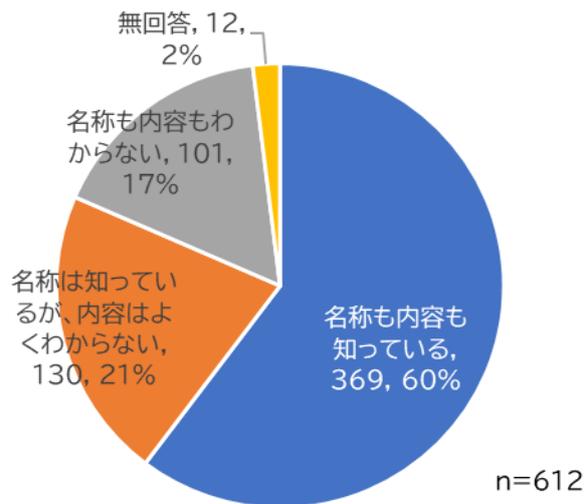
(資料)大仙市教育指導課調べ

図表6:ヤングケアラーの認知度(小学4年生～高校3年生)



(資料)市社会福祉課実態調査(令和4年度実施)

図表7:ヤングケアラーの認知度(18歳~85歳)

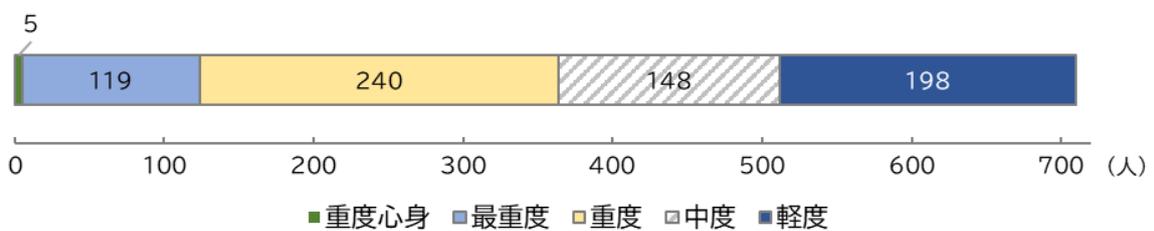


(資料)地域福祉に関するアンケート調査(令和5年度実施)

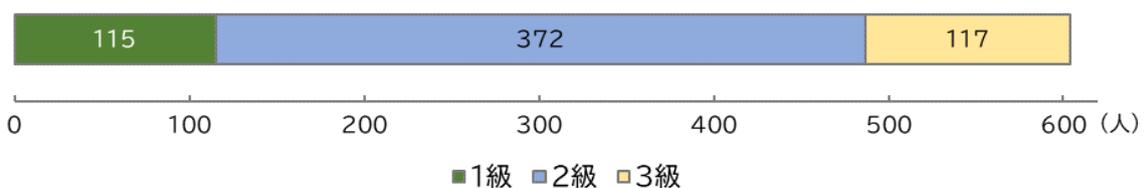
図表8:身体障害者手帳所持者の障害別の人数(令和4年度)



図表9:療育手帳所持者の状況(令和4年度)

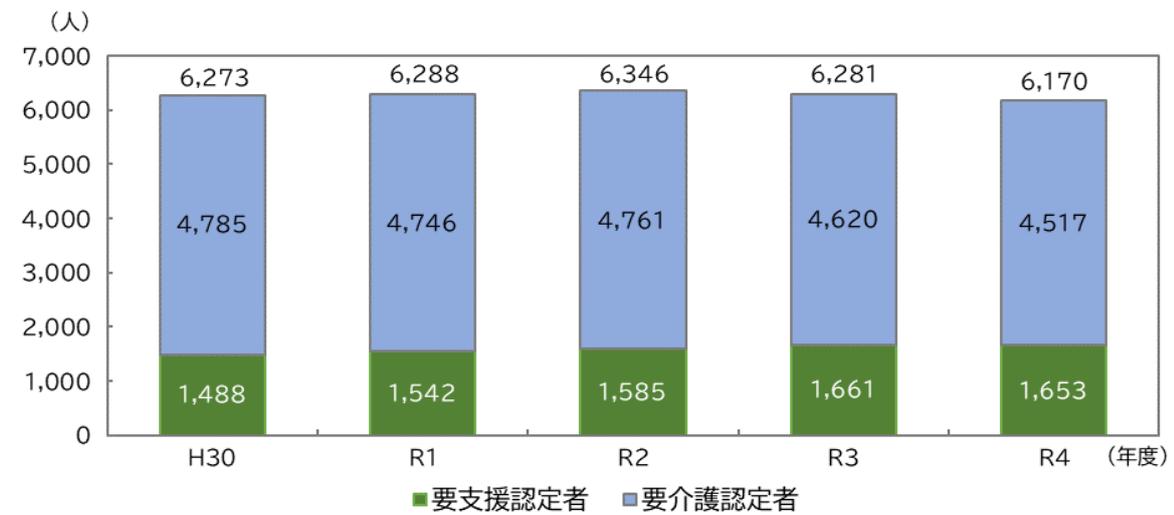


図表10:精神障害者保健福祉手帳所持者の状況(令和4年度)



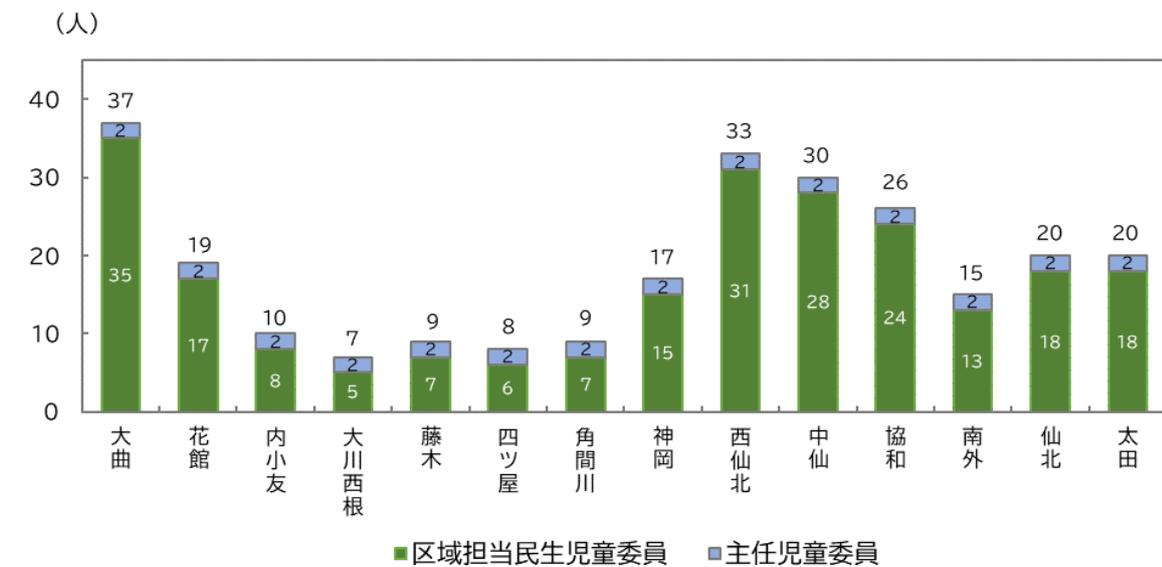
(資料)大仙市の福祉

図表11:要支援・要介護認定者数の推移



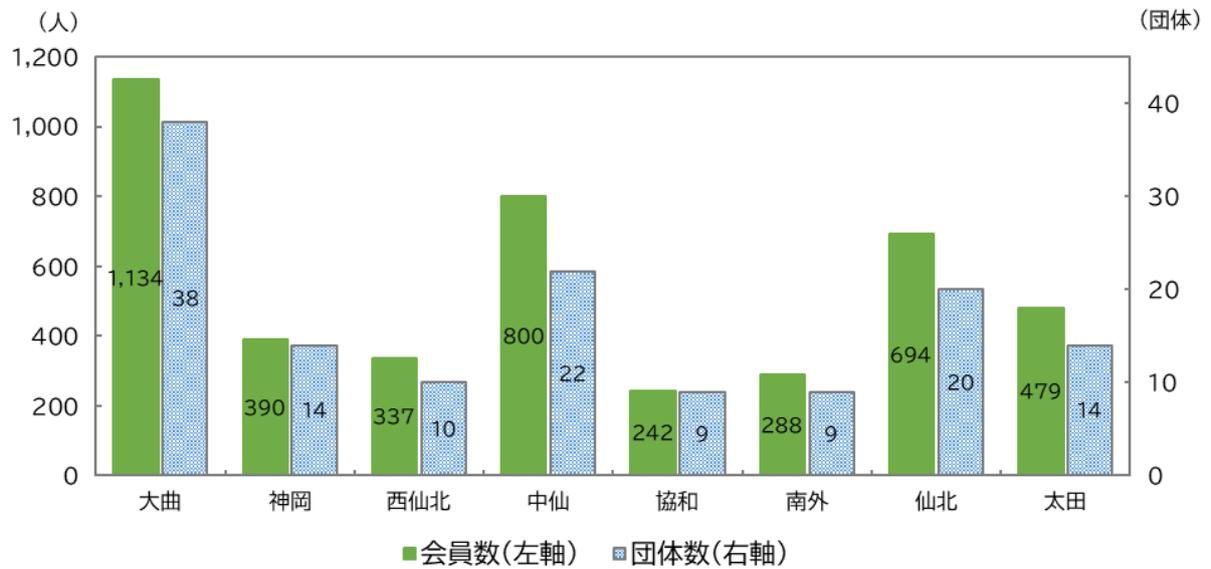
(資料)大曲仙北広域市町村圏組合

図表12:民生児童委員、主任児童委員の配置状況(令和4年度末時点)



(資料)大仙市の福祉

図表13:地域別老人クラブ数及び会員数(令和4年度末時点)



(資料)大仙市の福祉

図表14:社協の一般相談(困りごと相談)件数の推移

年度	R2	R3	R4
件数	808	758	768

(資料)大仙市社会福祉協議会事業報告書

資料2 大仙市福祉関係計画等審議委員会

(1)大仙市福祉関係計画等審議委員会条例

平成19年3月26日

条例第32号

改正 平成20年6月27日条例第51号

平成25年6月24日条例第29号

平成26年3月19日条例第17号

(設置)

第1条 市が策定する福祉に係る計画等について審議等を行わせるため、大仙市福祉関係計画等審議委員会(以下「審議委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる計画等について審議し、答申するものとする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項第11条第3項の規定に基づく障害者計画
- (3) 障害者自立支援法障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画
- (4) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく行動計画
- (5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく地域福祉計画
- (6) 子どもの育成支援に関する条例

2 審議委員会は、前項各号に掲げる計画等について意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議委員会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域協議会委員等住民の代表者
- (4) 関係団体・ボランティア等の代表者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 行政機関関係者
- (7) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 審議委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課内に置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は、市長が招集する。

(大仙市障害者計画等策定審議会条例の廃止)

3 大仙市障害者計画等策定審議会条例(平成18年大仙市条例第63号)は、廃止する。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成20年6月27日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月24日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年3月19日条例第17号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

(2)大仙市福祉関係計画等審議委員会条例施行規則

平成19年3月26日

規則第16号

改正 平成22年4月1日規則第28号

平成23年4月1日規則第21号

平成24年4月1日規則第11号

平成25年6月24日規則第35号

平成28年4月1日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、大仙市福祉関係計画等審議委員会条例(平成19年大仙市条例第32号)第7条の規定に基づき、大仙市福祉関係計画等審議委員会(以下「審議委員会」という。)の適正な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 審議委員会に、その所掌事項の調査及び審議を行わせるため、次の部会を置く。

- (1) 高齢部会
- (2) 障害部会
- (3) 児童部会
- (4) 地域福祉部会

2 部会は、審議委員会の委員で組織する。

3 部会に所属する委員は、審議委員会委員長が指名する。

(部会長等)

第3条 部会に部会長を置き、当該部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を総理する。

3 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する部会委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 高齢部会 健康福祉部地域包括支援センター
- (2) 障害部会 健康福祉部社会福祉課
- (3) 児童部会 健康福祉部子ども支援課
- (4) 地域福祉部会 健康福祉部社会福祉課

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第28号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第21号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年4月1日規則第11号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月24日規則第35号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(大仙市行政組織規則の一部改正)

- 2 大仙市行政組織規則(平成17年大仙市規則第3号)の一部を次のように改める。

[次のよう]略

附 則(平成28年4月1日規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(3)大仙市福祉関係計画等審議委員会 委員名簿

所属団体等	氏名 (敬称略)	備考
大曲仙北医師会	木村 靖和	委員長
大曲仙北歯科医師会	畠山 桂郎	副委員長
秋田県薬剤師会大曲仙北支部	川久保 憲	
大仙市社会福祉協議会	佐藤 力	
大仙市民生児童委員協議会	石田 常盤	
社会福祉法人県南ふくし会 こもれびの杜	内村 子畝	
社会福祉法人水交会	樫尾 正義	
大曲仙北地域密着型介護事業者連絡会	小松 利光	
大曲仙北老人福祉施設連絡協議会	佐藤 義勝	
社会福祉法人大空大仙 園長会	佐々木 友絵	
県南地区介護支援専門員協会	小原 秀和	
NPO法人障がい者自立生活センター・ほっと大仙	奈良 克久	
NPO法人まることびおら	挽野 実之	
南外小学校	宮野 勝	
大曲地域協議会	細井 陽子	
神岡地域協議会	工藤 容子	
大仙市ボランティア連絡協議会	大信田 孝文	
大仙市身体障害者福祉協会	太田 雄介	
大仙市老人クラブ 連合会	富樫 俊悦	
ふれあい家族会	今野 利久藏	
大仙市手をつなぐ育成会	高橋 正吉	
大曲公共職業安定所	佐藤 務	
仙北地域振興局福祉環境部	工藤 央	
大曲支援学校	鎌田 誠	
市立大曲病院	大谷 和生	

(4)大仙市福祉関係計画等審議委員会 地域福祉部会委員名簿

所属団体等	氏名 (敬称略)	備考
大仙市民生児童委員協議会	石田 常盤	部会長
県南地区介護支援専門員協会	小原 秀和	職務代理
大曲仙北医師会	木村 靖和	
大仙市社会福祉協議会	佐藤 力	
社会福祉法人大空大仙 園長会	佐々木 友絵	
NPO法人まることびおら	挽野 実之	
大曲地域協議会	細井 陽子	
神岡地域協議会	工藤 容子	
大仙市ボランティア連絡協議会	大信田 孝文	
大仙市身体障害者福祉協会	太田 雄介	
大仙市老人クラブ 連合会	富樫 俊悦	
大曲公共職業安定所	佐藤 務	

資料3 社会福祉法人大仙市社会福祉協議会地域福祉委員会

(1)社会福祉法人大仙市社会福祉協議会部門別検討委員会設置要綱

(令和5年4月1日制定)

(目的)

第1条 社会福祉法人大仙市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、事業の円滑なる運営を図るために次の委員会を設置し、地域における福祉サービスの適切な利用の推進を図るとともに、人と人とのつながりを構築し、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせる地域社会を目指すことを目的とする。

(部門別委員会の設置)

第2条 地域の具体的な問題について地域住民または総合的な立場から意見交換を行い、その内容について会長に意見具申し、本会の事業活動につなげていくため、部門別に次の委員会を設置する。
なお、各委員会の主な業務の内容は、別紙のとおりとする。

- (1) 法人運営委員会(本会の会長・副会長で構成)
- (2) 地域福祉委員会 10名以内
- (3) 福祉サービス委員会 10名以内

(組織)

第3条 委員会の委員は、地域福祉委員会と福祉サービス委員会については、定数の半数を理事または評議員から、半数を学識経験者等の中から会長が委嘱する。

2 委員会に委員長を置く。委員長は当該委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を総理し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、本会事務局において処理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

1. この要綱は、令和5年7月1日より施行する。
2. 大仙市社会福祉協議会専門委員会設置要綱(平成17年4月1日制定)は、令和5年6月30日をもって廃止する。

(別紙)

各委員会の主な業務

1. 法人運営委員会

- ・法人全体の調整、重要案件の検討に関する事
- ・債権等の管理に関する事(たすけあい資金並びに介護利用料の徴収不能処理等)
- ・法人情報の発信に関する事

2. 地域福祉委員会

- ・地域福祉活動計画の策定及び進行管理に関する事
- ・市民生委員児童委員協議会や各地域のまちづくり委員会、くらしサポート協議会との連携により、地域の福祉課題の把握と課題解決に向けた対策の協議、検討に関する事
- ・資金貸付事業の運営に関する事
- ・支所活動に関する事
- ・福祉情報の発信に関する事

3. 福祉サービス委員会

- ・介護保険サービスに関する事
- ・障害福祉サービスに関する事
- ・介護保険外サービスに関する事
- ・経営状況の確認に関する事
- ・介護情報の発信に関する事

(2)地域福祉委員会 委員名簿

所属団体等	氏名 (敬称略)	備考
ボランティア連絡協議会(太田地域)	大 信 田 孝 文	委員長
評議員(中仙地域)	千 葉 晃	職務代理
大仙市小中学校校長会	星 野 友 実	
社会福祉法人水交会	久 米 正	
民生児童委員(仙北地域)	小 松 陽 子	
自治会連絡協議会(南外地域)	加 賀 正 夫	
福祉員(協和地域)	堀 江 孝 明	
理事(西仙北地域)	佐 藤 晴 子	
評議員(大曲地域)	生 田 目 マキ子	
評議員(神岡地域)	宮 原 早 苗	

**第5次大仙市地域福祉計画・
第6期大仙市社会福祉協議会地域福祉活動計画**
令和6年度～令和11年度

令和6年3月発行

〔編集発行〕 大仙市健康福祉部社会福祉課

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号
TEL.0187-63-1111 FAX.0187-63-8811
<https://www.city.daisen.lg.jp/>

社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会

〒014-0027 大仙市大曲通町1番14号
大仙市健康福祉会館3階
TEL.0187-63-0277 FAX.0187-62-8008
<https://daisen-syakyo.net/>